

葛飾区障害者施策推進計画
(平成24年度～平成29年度)

第3期葛飾区障害福祉計画
(平成24年度～平成26年度)

(素案)

葛飾区障害者施策推進計画 第3期葛飾区障害福祉計画

目 次

葛飾区障害者施策推進計画

1	計画策定にあたって	1
2	計画の基本的な考え方	
(1)	計画の位置づけ	1
(2)	計画期間	2
(3)	計画の推進体制	2
3	障害者福祉に関する本区のこれまでの取組	3
4	本区の障害者数の推移等	
(1)	障害者手帳所持者数の推移	8
(2)	障害者自立支援法による障害福祉サービスの利用状況	11
5	障害者意向等調査	13
6	障害者団体ヒアリング	15
7	現状の課題と今後の方向性	17
8	計画の基本理念及び基本目標	21
9	施策の体系	22
10	重点的な取組	31

第3期葛飾区障害福祉計画

1	第3期障害福祉計画の概要	41
2	福祉施設の入所者の地域生活への移行	41
3	入院中の精神障害者の地域生活への移行	44
4	福祉施設から一般就労への移行等	45
5	数値目標達成による成果	49
6	自立支援給付事業の必要な見込み量の算出	50
7	地域生活支援事業の必要な見込み量の算出	59

<<資 料>>

葛飾区障害者施策推進計画策定委員会委員名簿	
計画の策定経過	
葛飾区障害者施策推進計画策定委員会設置要綱	
葛飾区障害者施策推進計画庁内検討会設置要領	

葛飾区障害者施策推進計画

1 計画策定にあたって

国は、平成 21 年 12 月に障がい者制度改革推進本部を設置し、当面 5 年間で障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、改革の推進に関する検討等を行い、遅くとも平成 25 年 8 月までに、障害者自立支援法（以下「自立支援法」という。）を廃止し、新たな総合的な福祉法制である障害者総合福祉法（仮称）を実施するとしています。

平成 22 年 12 月には、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法や自立支援法の一部改正が行われています。

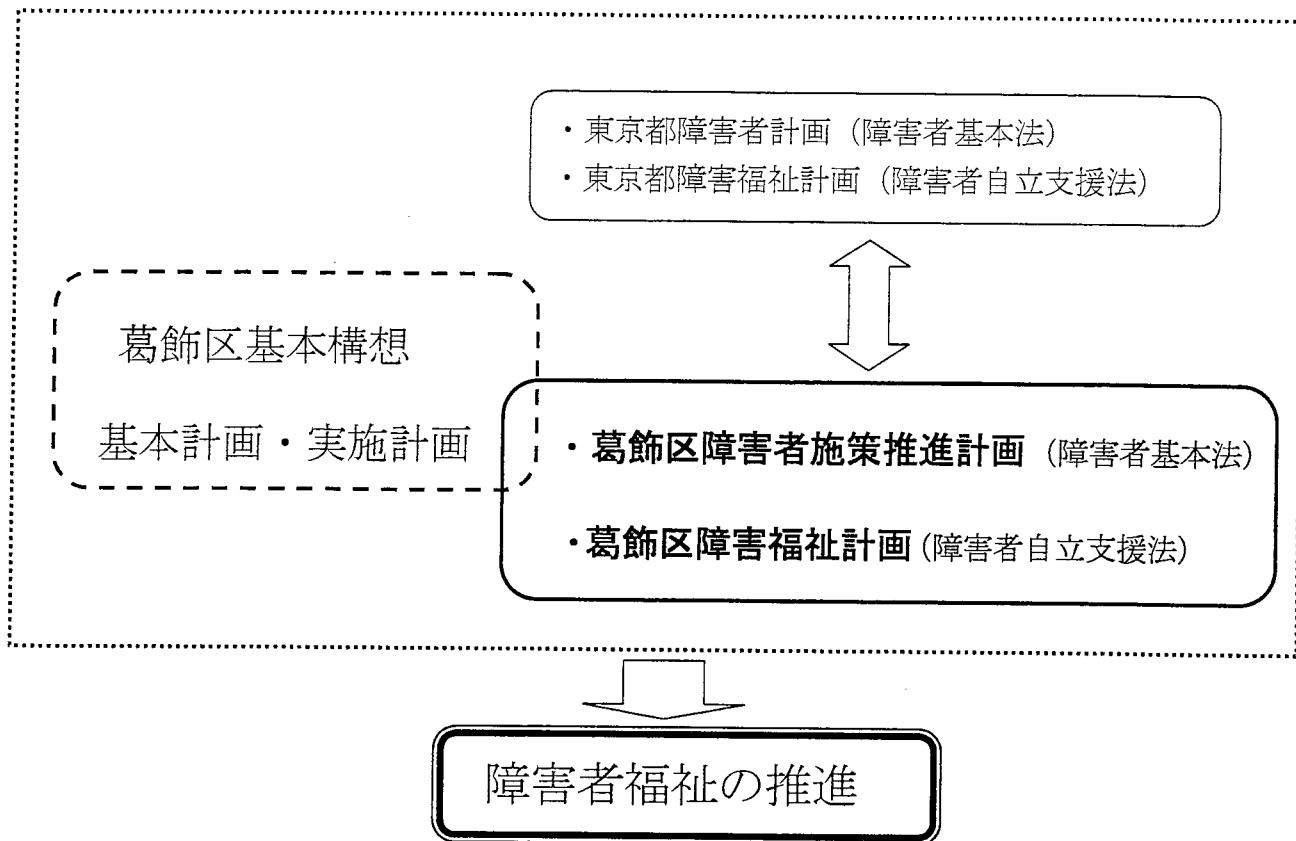
また、社会の一員として障害者の権利や地域社会への参加が重視されるなど、障害福祉をめぐる社会環境も大きく変化し、平成 23 年 6 月に障害者虐待防止法が成立し、同年 8 月に障害者基本法が改正されました。

このようなことを受けて、次期の葛飾区障害者施策推進計画の策定にあたっては、現行計画の基本理念、基本目標や施策の体系を基本としつつ、近年の社会情勢の変化や国の動向等を踏まえた上、障害者意向等調査や障害者関係団体ヒアリングを実施し、障害者の生活状況を計画に反映するとともに、事業の現状の問題点や課題を分析し、次期の重点的な取り組みを整理し、施策の基本的な方向性を示しました。

2 計画の基本的な考え方

（1）計画の位置づけ

- ① 障害者施策推進計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項で定める「市町村障害者計画」に位置づけられ、障害者のための施策に関する基本的な計画であり、障害者に関する施策全般にわたり定めます。
- ② 障害福祉計画は、「障害者自立支援法」第 88 条で定める「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画で各種サービスの必要量を見込んで策定します。
- ③ 策定にあたっては、東京都障害者計画・東京都障害福祉計画や葛飾区基本計画・同実施計画における障害者施策との整合を図ります。



（２）計画期間

障害者施策推進計画は、中長期計画として、平成 24 年度から 29 年度までの 6 年間を計画期間とし、第 3 期障害福祉計画の計画期間（平成 24 年度～26 年度）に合わせて 3 年後に見直します。

（３）計画の推進体制

障害者施策推進計画を着実に推進していくために、障害者関係団体・事業者の代表者等で構成する障害者施策推進協議会（地域自立支援協議会）を年 2 回開催し、重点的な取組の進捗状況等について報告、協議します。

3 障害者福祉に関する本区のこれまでの取組

(1) 障害者自立支援法の施行と本区への対応

平成 18 年 4 月に自立支援法が施行され、障害のある方が障害の種別に関わらず、必要とするサービスを利用できるように、一元的に共通のサービスを提供する仕組みになりました。また、利用者負担についても定率負担（原則として一割負担）が導入されました。

国は、自立支援法の利用者負担等の見直しを平成 19 年、20 年、21 年、22 年と実施しています。

葛飾区（以下「区」という。）では、自立支援法の施行と同時に、施設利用者の負担軽減と施設経営の安定化を図るため、独自に食費助成や施設運営費助成などを行うとともに、平成 22 年には障害福祉サービス及び補装具に係る区市町村民税非課税世帯の利用者負担の無料化と併せて、日常生活用具給付制度も同様に無料化を行い、障害のある方の自立と社会参加を支援しています。

(2) 障害者通所施設の整備

主たる利用者が知的障害者の通所施設については、これまで特別支援学校の卒業生等の受け入れ先を確保し、通所施設利用者希望者の需要に応えるとともに、施設における作業や日常生活の環境整備を図るため、社会福祉法人が行う施設整備を支援してきました。

自立支援法における新体系への移行については、すべての旧体系の施設が順調に移行する予定です。また、知的障害者と精神障害者を主たる利用者とする「就労支援センターファンタジア(仮称)」が平成 24 年 1 月に、「きせん事業所(仮称)」が平成 24 年 3 月に開設する予定です。新たな開設予定施設としては、主たる利用者が知的障害者の通所施設である「キッチン原町(仮称)」が平成 24 年 10 月に開設する予定となっています。

新体系施設（主たる利用者：知的障害者）

施設名	定員	新たな事業体系	移行(開設)年月	設置事業者
しょうぶエバンズ	12 人	就労移行支援	H19 年 1 月	(社福)手をつなぐ福祉会
	46 人	就労継続支援 B 型		
水元そよかぜ園	51 人	生活介護	H20 年 4 月	
	20 人	就労継続支援 B 型		
原町成年寮地域生活援助センター	14 人	就労移行支援	H20 年 7 月	(社福)原町成年寮
	46 人	生活介護		
奥戸福祉館	30 人	生活介護	H21 年 4 月	
	30 人	就労継続支援 B 型		

東堀切くすのき園	50人	生活介護	H21年4月	(社福)武蔵野会
ぼむの樹	10人	就労継続支援A型	H22年8月	(特非)未来空間 ぼむぼむ
きね川福祉作業所	6人	就労移行支援	H23年4月	(社福)武蔵野会
	40人	就労継続支援B型		
白鳥福祉館	30人	生活介護	H23年4月	
	15人	就労継続支援B型		
青戸しょうぶ	40人	就労継続支援B型	H23年4月	(社福)手をつな ぐ福祉会
葛飾しょうぶ園	6人	就労移行支援	H23年4月	
	54人	就労継続支援B型		
高砂福祉館	25人	生活介護	H23年4月	(社福)東京都知的 障害者育成会
	20人	就労継続支援B型		
西水元福祉館	20人	生活介護	H23年4月	
	40人	就労継続支援B型		
鎌倉福祉館	20人	生活介護	H24年4月 (予定)	
かがやけ共同作業 所	55人	生活介護	H24年4月 (予定)	
かがやけ第2共同 作業所	60人	就労継続支援B型	H24年4月 (予定)	

新体系施設（主たる利用者：知的障害者、精神障害者）

就労支援センター ファンタジア (仮称)	20人	就労継続支援B型	H24年1月 (予定)	(特非) おおぞら 会
きせん事業所 (仮称)	10人	就労継続支援A型	H24年3月 (予定)	(特非)嬉泉会

主たる利用者が身体障害者の通所施設については、身体障害者小規模作業所であった「こすもす」が平成23年4月に自立支援法に規定する指定事業所となり、平成24年4月には、身体障害者福祉工場である東京都葛飾福祉工場が民間移譲となり、自立支援法に基づく新体系の通所施設として主たる利用者を身体障害者に加えて知的障害者も含めて社会福祉法人が運営を行う予定となっています。

新体系施設（主たる利用者：身体障害者）

施設名	定員	新たな事業体系	移行(開設)年月	設置事業者
こすもす	20人	生活介護	H23年4月	(特非)むう

新体系施設（主たる利用者：身体障害者、知的障害者）

施設名	定員	新たな事業体系	移行(開設)年月	設置事業者
葛飾福祉工場	6人	就労移行支援	H24年4月 (予定)	(社福)東京コロニー
	40人	就労継続支援A型		
	14人	就労継続支援B型		

主たる利用者が精神障害者の通所施設については、これまで精神に障害のある方の相談支援や就労訓練の充実に努め、社会福祉法人の施設整備を支援してきました。

平成21年10月に生活訓練施設として「さくらハウス」が開設され、平成22年4月には、精神障害者共同作業所「夢のある家」が地域活動支援センター「もっく」に移行するとともに、新たに地域活動支援センター「なぎ」が開設されました。

新体系施設（主たる利用者：精神障害者）

施設名	定員	新たな事業体系	移行(開設)年月	設置事業者
ビオラ	6人	就労移行支援	H19年8月	(社福)アムネかつしか
	20人	就労継続支援B型		
あすなろの家	20人	就労継続支援B型	H20年10月	
第2あすなろの家	20人	就労継続支援B型	H20年10月	
さくらハウス	20人	就労継続支援B型	H21年10月	

※さくらハウスは平成23年10月に生活訓練施設から就労継続支援B型施設に移行しました。

地域活動支援センター

施設名	定員	移行(開設)年月	設置事業者
コパン	登録制	H19年8月	(社福)アムネかつしか
あすなろの家	登録制	H20年10月	
もっく	登録制	H22年4月	
なぎ	登録制	H22年4月	(特非)S I E N

(3) 障害者福祉センター

障害者福祉センター（ウェルピアかつしか内）は、障害者や障害児に対する福祉の拠点として、障害福祉サービスに関する相談や、通所による支援を行うことにより、障害者の自立や障害児の発達の促進を図るために、平成 17 年 4 月に開設しました。

施設名	定員	主な事業
自立生活支援センター	—	障害者等に対する総合的な相談及び支援
子ども発達センター	40 人	知的障害児通園事業
	15 人	知的障害児等訓練事業（児童デイサービス）
	—	発達相談（平成 23 年 4 月に子ども家庭支援課へ移管）
障害者生活介護事業所	60 人	生活介護
地域活動支援センター	登録制	創作的活動事業及び地域生活事業

(4) 高次脳機能障害者への支援

障害者福祉センターでは、平成 17 年度より高次脳機能障害者のデイサービスを開始し、平成 20 年度からはデイサービスの拡大と併せて、言語リハビリテーションにも取り組んでいます。また、葛飾区高次脳機能障害者相談支援機関連絡会を設け、高次脳機能障害者への理解と支援機関や家族会とのネットワークづくりを行っています。区内ではこのほかにも、民間の地域活動支援センターと地域包括支援センターが障害者福祉センターと連携して、高次脳機能障害に関する相談支援に取り組んでいます。

(5) 健康プラザかつしか

平成 23 年 7 月に「保健所」「青戸保健センター」「子ども総合センター」の複合施設「健康プラザかつしか」を開設しました。「健康プラザかつしか」には、健康危機管理の強化、健康維持・増進を図るための地域保健の拠点、そして精神障害者における自立支援医療の窓口となる「保健所」と、健診業務やこころとからだの健康に関する相談支援を行う「青戸保健センター」があります。

また、「子ども総合センター」は、これまで別々部署で行っていた、母子健診事業、児童虐待防止事業、発達相談事業などを一カ所に統合した施設です。このセンターの開設により、子どもの発達に関する相談に対して福祉分野と保健分野が連携して総合的に対応することが容易になりました。

(6) 障害者就労支援

区は、平成 13 年 4 月に障害者就労支援センター（以下「就労支援センター」という。）を開設し、障害のある方の一般就労への支援に取り組んできました。

平成 16 年 3 月に福祉的就労から一般就労への移行を積極的に支援していくため、葛飾区障害者就労支援プラン(以下「就労支援プラン」という。)を策定しました。

また、自立支援法などの施策に合わせて就労支援プランを見直し、平成 20 年 3 月に「葛飾区障害者就労支援プラン（増補版）」を作成しました。

これに基づき、平成 20 年 7 月には施設利用者の工賃アップを図るとともに、就労訓練や余暇活動の場として、障害者施設自主生産品販売所（以下「ぷらすちょいす」という。）を区内に開店しました。

平成 21 年度からは、ぷらすちょいすの閉店後の時間等を活用して、NPO 法人との協働により「障害のある方の自主活動支援事業」を実施し、就労者の職場定着支援や余暇・生活支援を充実させています。

さらに、平成 23 年度から一般就労に向けての経験を積む場として、区役所が期限を設けて障害のある方を雇用する「葛飾区チャレンジ雇用」を実施しています。

(7) 障害乳幼児のための事業

区では、発達に支援が必要な児童の早期療育に対応するため、子ども発達センター（ウェルピアかつしか内）のほか、区内 4 箇所の療育施設で発達支援を行っています。また、連携ファイルを活用することにより、療育機関と保育園、幼稚園等が連携を図り、早期療育のネットワーク化を進めています。

平成 23 年 7 月に健康プラザかつしか内に開設した子ども総合センターでは、発達相談と保育園・幼稚園への巡回訪問を集中的に実施することにより、発達障害の早期発見の充実を図っています。

(8) 障害者施策推進協議会の設置

区では、自立支援法の地域自立支援協議会の機能を担うため、また、「障害者施策推進計画」を計画的に推進するために、平成 19 年 8 月に障害者関係団体・事業者の代表者等で構成される葛飾区障害者施策推進協議会を設置しました。

推進協議会は、年 2 回開催し、計画に定められた重点的な取組等について報告、協議しています。

4 本区の障害者数の推移等

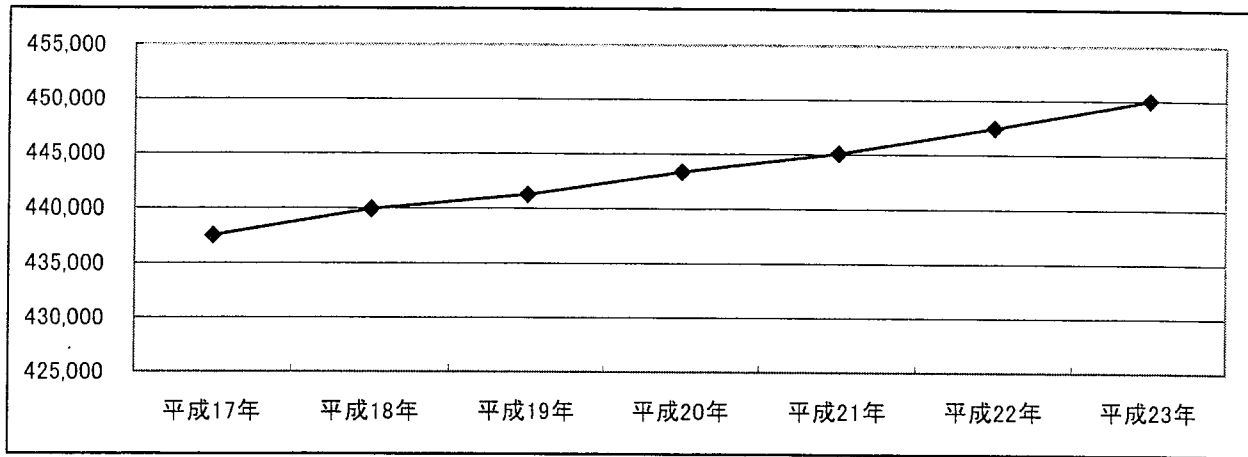
(1) 障害者手帳所持者数の推移

区における障害者手帳所持者数について、平成17年4月1日の数字を100とすると、平成23年4月1日の指数は、身体障害者112.1、知的障害者125.3、精神障害者164.9となっています。なお、住民基本台帳登録者数については、102.9となっています。

①人口の推移

年度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
住民基本台帳登録者数 (外国人登録者数を含む)	437,523	439,942	441,265	443,398	445,108	447,476	450,046

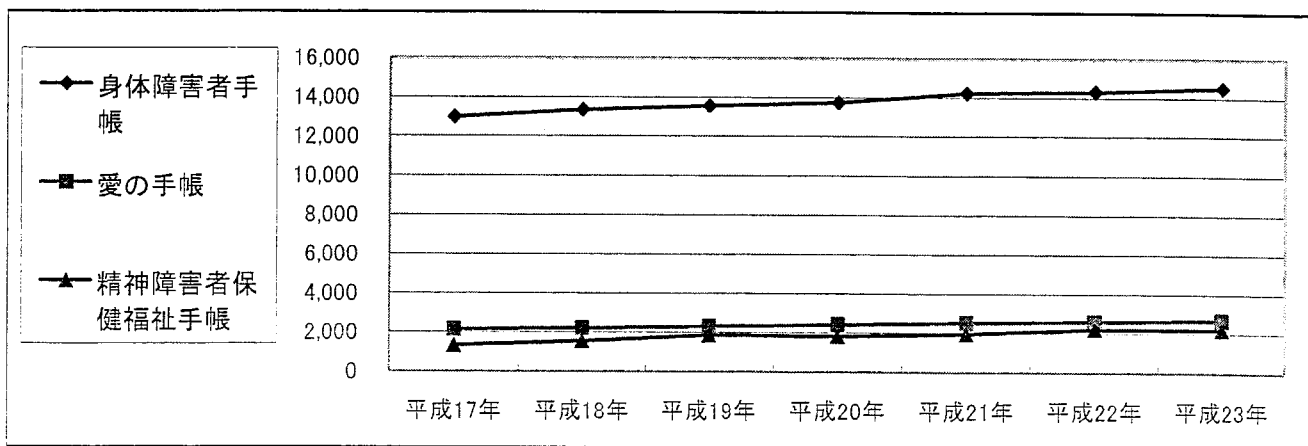
4月1日現在



②手帳所持者数の推移

年度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
身体障害者手帳	12,965	13,339	13,558	13,742	14,245	14,322	14,533
愛の手帳	2,149	2,222	2,322	2,426	2,536	2,601	2,692
精神障害者保健福祉手帳	1,328	1,552	1,867	1,816	1,945	2,216	2,190

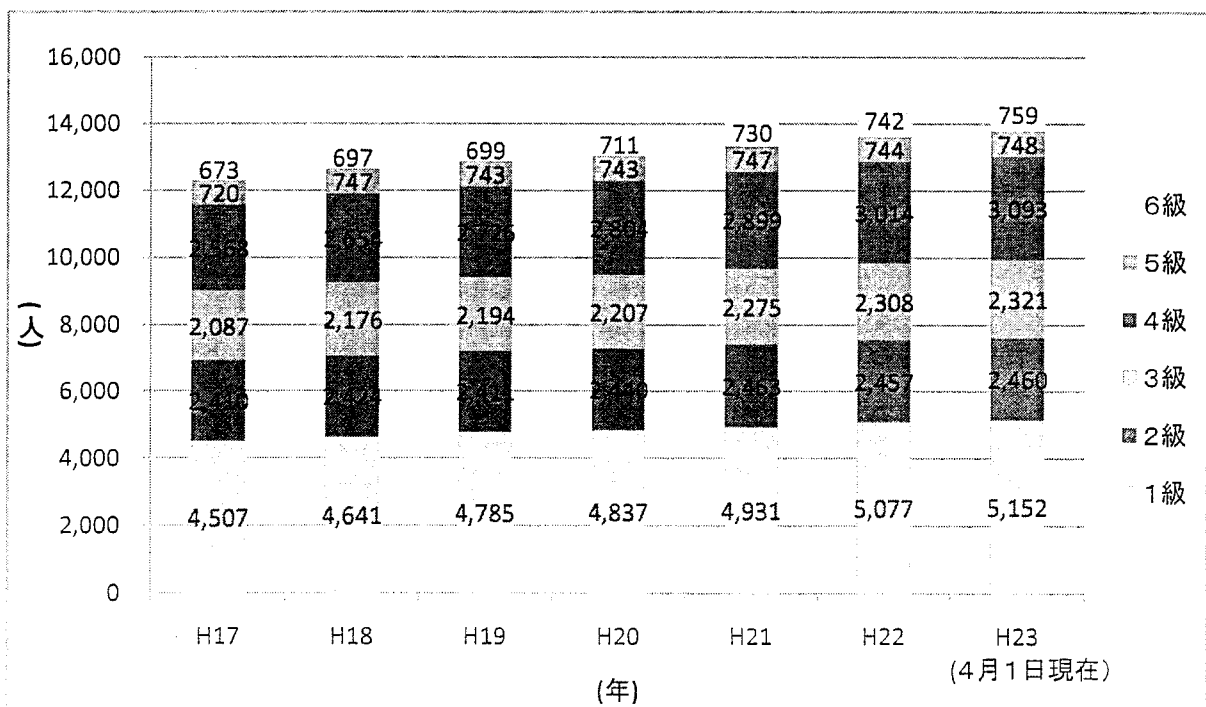
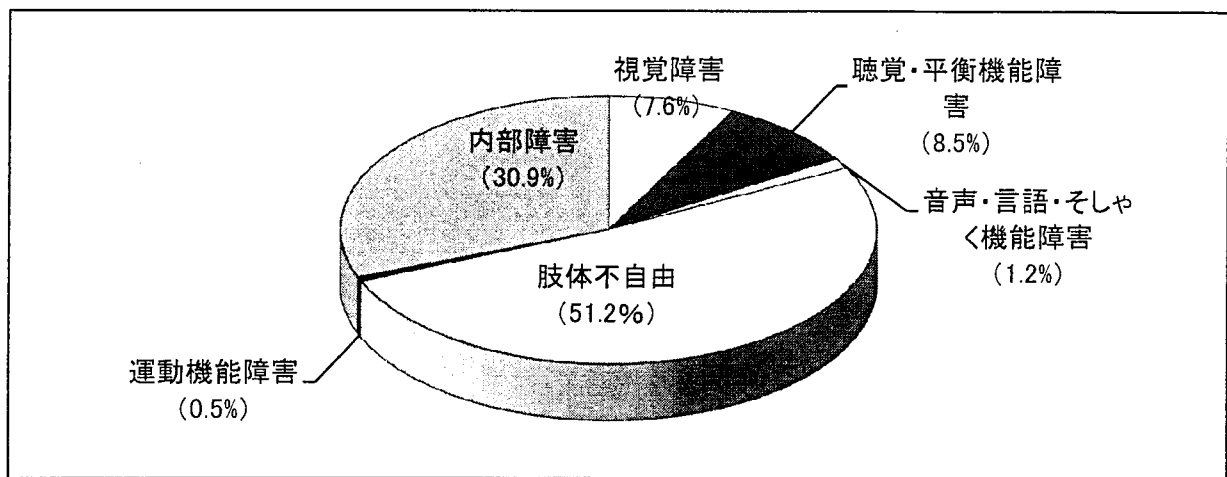
4月1日現在



③身体障害者手帳所持者（障害の種類・程度別）

平成23年4月1日現在(単位：人)

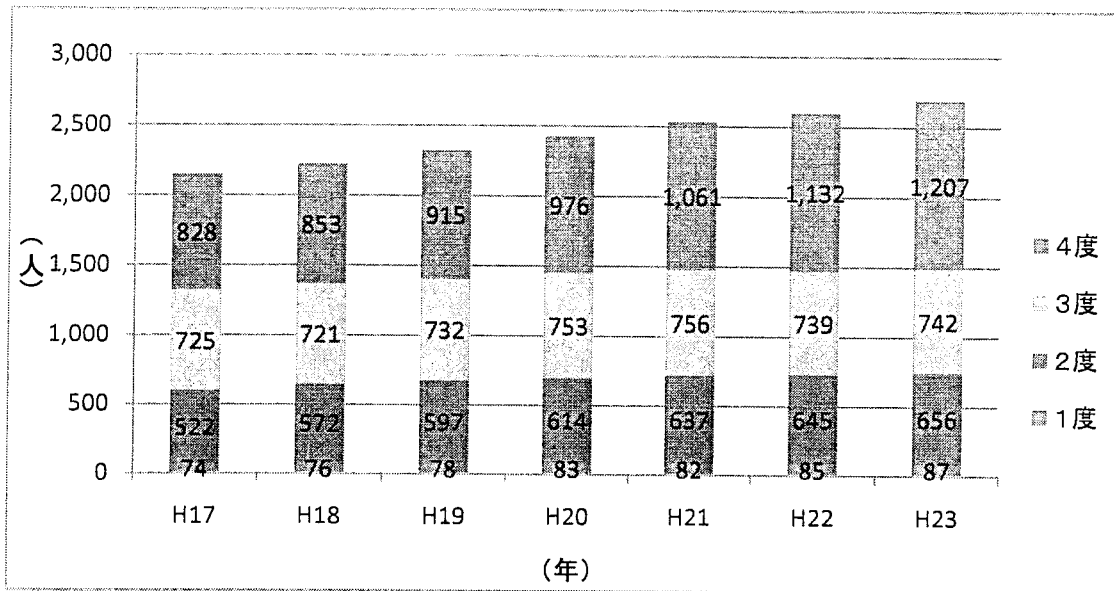
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	331	313	83	122	157	100	1,106
聴覚・平衡機能障害	88	395	129	225	9	389	1,235
音声・言語・そしゃく機能障害	2	7	110	58	0	0	177
肢体不自由	1,707	1,656	1,392	1,845	578	269	7,447
運動機能障害	47	18	5	2	4	1	77
内部障害	2,977	71	602	841	0	0	4,491



④愛の手帳所持者（障害の程度別）

4月1日現在(単位:人)

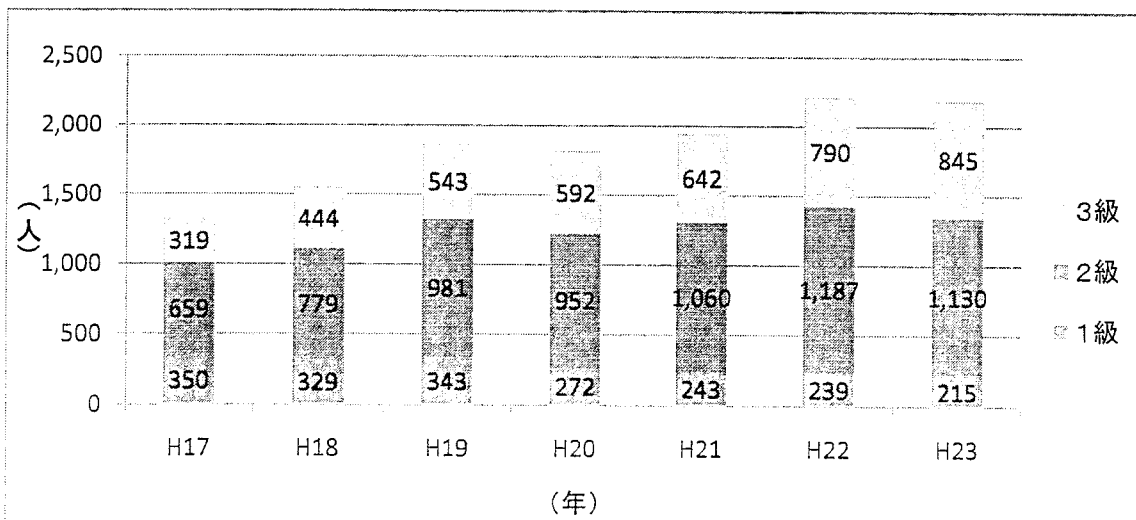
	1度	2度	3度	4度	合計
平成23年	87	656	742	1,207	2,692
構成比	3.2%	24.4%	27.6%	44.8%	100.0%



⑤精神障害者保健福祉手帳所持者（障害の程度別）

4月1日現在(単位:人)

	1級	2級	3級	合計
平成23年	215	1,130	845	2,190
構成比	9.8%	51.6%	38.6%	100.0%



(2) 障害者自立支援法による障害福祉サービスの利用状況

(平成23年7月1日現在)

① 障害福祉サービス支給決定者数

(単位:人)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	児童	合計
障害者自立支援法	508	1,107	248	309	2,172
旧法	9	153			162
実利用者数	514	1,172	248	309	2,243

*実利用者数は、障害者自立支援法と旧法の支給決定者数から重複利用者数を差し引いた数としています。そのため、障害者自立支援法と旧法の合計は実利用者数とは、一致しません。

*旧法とは、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法を言います。

② 障害福祉サービス別支給決定者数

ア 障害者自立支援法関係支給決定者数

(単位:人)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	児童	合計
1. 訪問系サービス					
居宅介護	674	177	99	137	1,087
重度訪問介護	12				12
2. 日中活動系サービス					
生活介護	109	492	2		603
自立訓練(機能訓練)	5				5
自立訓練(生活訓練)		1	24		25
就労移行支援		34	19		53
就労継続支援A型	3	8	3		14
就労継続支援B型	6	321	91		418
療養介護	1				1
児童デイサービス				166	166
短期入所	81	520	8	103	712
3. 居住系サービス					
共同生活介護(ケアホーム)	1	120	9		130
共同生活援助(グループホーム)		75	23		98
入所支援	41	214			255
合計	933	1,962	278	406	3,579

*1人の方が、複数の障害福祉サービスを利用する場合があるため、本表の合計の数と上表「①障害福祉サービス支給決定者数」の障害者自立支援法の数とは、一致しません。

イ 旧法関係支給決定者数

(単位:人)

		身体障害者	知的障害者	合計
身体 福祉 障害 者	入所更生	2		2
	通所更生			
	入所療護	1		1
	入所授産	3		3
	通所授産	2		2
	計	8		8
知的 福祉 障害 者	入所更生		18	18
	通所更生		2	2
	入所授産		8	8
	通所授産	1	119	120
	通勤寮		6	6
	計	1	153	154
合計		9	153	162

5 障害者意向等調査

障害者意向等調査は、「葛飾区障害者施策推進計画」を策定するにあたり、区内在住の障害のある方の日常生活や保健福祉サービスなどに関する要望・意見を把握し、区における効果的な障害者施策を構築するための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

調査結果につきましては、葛飾区障害者意向等調査報告書及び概要版として作成しています。

(1) 調査の概要

①調査対象者数

区内に住所がある身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者から無作為に抽出し、調査対象としました。

種 別	調査数	有効回収数	有効回収率
身体障害者手帳	1,400	1,043	74.5%
愛の手帳	250	162	64.8%
精神障害者保健福祉手帳	200	117	58.5%

②調査期間 平成22年7月14日(水)～8月13日(金)

③調査手法 郵送配布・郵送回収

(2) 調査結果の抜粋

①健康

健康や医療についての不安や課題としては、障害種別にかかわらず「障害の重度化や病気の悪化が不安」が最も多く、これに「救急時の治療(急に具合が悪くなったとき)が心配」が次いでいます。

障害種別	主な回答		
身体障害者	1. 障害の重度化や病気の悪化が不安【46.4%】	2. 救急時の治療(急に具合が悪くなった時)が心配【29.9%】	3. 医療費の負担が重い【16.5%】
知的障害者	1. 障害の重度化や病気の悪化が不安【30.9%】	1. 救急時の治療(急に具合が悪くなった時)が心配【30.9%】	3. 健康管理が難しい(方法がわからない)【21.6%】
精神障害者	1. 障害の重度化や病気の悪化が不安【56.4%】	2. 救急時の治療(急に具合が悪くなった時)が心配【47.0%】	3. 健康管理が難しい(方法がわからない)【25.6%】

②就 労

就労状況を聞いたところ、下表のような回答を得ることができました。

障害種別	仕事をし ている（通 所を含む）	仕事をしたい が、働くことが できない	仕事をした くない	仕事をする 必要がない	無回答
身体障害者	26.6%	36.5%	3.4%	15.7%	17.8%
知的障害者	50.6%	17.3%	1.2%	18.5%	12.3%
精神障害者	23.1%	50.4%	12.0%	6.8%	7.7%

障害のある方が仕事をする（していく）ために必要なこととしては、下表のような回答が多くありました。

障害種別	主な回答		
身体障害者	1. 自分自身の意欲 【24.2%】	2. 心身の健康状態 の維持・向上 【20.3%】	3. 障害特性にあっ た多様な仕事・就労 形態【20.0%】
知的障害者	1. 上司や同僚の理解 と協力【32.7%】	2. 障害特性にあっ た多様な仕事・就労 形態【30.2%】	3. 差別や偏見のな い職場環境【27.8%】
精神障害者	1. 心身の健康状態の 維持・向上【31.6%】	2. 上司や同僚の理 解と協力【29.1%】	2. 差別や偏見のな い職場環境【29.1%】

③社会参加

趣味や学習、スポーツなどの社会参加をする上で妨げになっていることとしては、下表のような回答が多くありました。

障害種別	主な回答		
身体障害者	1. 経済的な不安 【20.4%】	2. 電車やバスなど を使つての移動が不 便【19.3%】	3. 周りの人の障害 者に対する理解不足 【9.2%】
知的障害者	1. 周りの人の障害 者に対する理解不足 【32.1%】	2. 電車やバスなど を使つての移動が不 便【22.2%】	3. 一緒に行く仲間 がない【19.1%】
精神障害者	1. 経済的な不安 【34.2%】	2. 一緒に行く仲間 がない【28.2%】	3. 適切な相談相手 がない【20.5%】

6 障害者団体ヒアリング

障害者団体ヒアリングは、「葛飾区障害者施策推進計画」を策定するにあたり、障害者意向等調査に加えて、区内の障害者団体からヒアリングを行うことにより、区における効果的な障害者施策を構築するための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

調査結果につきましては、障害者団体ヒアリング結果のまとめとして作成しています。

(1) ヒアリング概要

①ヒアリング対象団体（8団体）

- ・葛飾区障害者福祉連合会（連合）
- ・葛飾区視覚障害者福祉協会（視覚）
- ・葛飾区聴力障害者協会（聴覚）
- ・葛飾区手をつなぐ親の会（知的）
- ・葛飾区肢体不自由児者父母の会（肢体）
- ・葛飾区地域腎友会（腎臓）
- ・精神障害者家族会 葛飾たんぽぽ会（精神）
- ・高次脳機能障害者 家族会 かつしか（高次脳）

②ヒアリング期間 平成22年10月26日（火）～11月8日（月）

③ヒアリング内容

- ・日常生活や社会参加をする上で困っていること、心配なことについて
- ・将来、不安に感じていることについて
- ・区の福祉サービスや支援について
- ・災害時における避難等の援護について
- ・地域でいきいきと生活するために区に要望すること
- ・その他（現行の計画における支援等に対する意見等）

(2) 障害者団体からの意見

①日常生活や社会参加をする上で困っていること、心配なことについて

- ・家族の負担を軽減するための休日等における支援（肢体、高次脳、知的）
- ・一人暮らしの障害者の突然の病気や異変等に対応できる見守り体制の構築（連合、腎臓）
- ・障害者に適した職種等、就労に関する情報提供・相談の充実（高次脳、知的）
- ・障害者の特性等、障害者への理解を深めるための区民への啓発・周知（視覚、腎臓、高次脳）

- ・休日・夜間や病状悪化などの緊急医療相談等、支援体制の充実（精神）
- ②将来、不安に感じていることについて
 - ・財産管理等も含めた援護者（親等）亡き後の生活への支援（連合、肢体、視覚、高次脳、知的、精神）
 - ・障害者が快適に生活するための居住場所の確保（連合、肢体、視覚、聴覚、高次脳、知的、精神）
 - ・障害特性に合わせた障害者への情報提供の充実（連合、聴覚、知的、精神）
 - ・特別支援学校卒業生等の日中活動場所（通所施設）の整備（肢体、知的）
- ③区の福祉サービスや支援について
 - ・障害特性に合わせた福祉サービスの充実（肢体、聴覚、腎臓、高次脳、知的、精神）
 - ・利用時間や利用対象の拡大等、移動支援事業の充実（視覚、高次脳、知的）
 - ・受けられる福祉サービスの種類等、障害者への情報提供の充実（連合、高次脳）
- ④災害時における避難等の援護について
 - ・障害特性に対応できる避難所の整備及び援護体制の充実（肢体、腎臓、高次脳、知的）
 - ・障害者の安否確認や車いす利用者等の避難支援（連合、肢体、高次脳、知的）
 - ・自治会、民生委員、消防署等、地域での障害者情報の把握（視覚、高次脳）
 - ・避難所や援護内容等、障害者への情報提供の充実（高次脳、知的）
- ⑤地域でいきいきと生活するために区に要望すること
 - ・安全・快適に生活するために道路や建物等のバリアフリーの充実（連合、肢体、視覚、聴覚、高次脳）
 - ・多動な障害者等の休日等における居場所の確保（知的）
 - ・障害者への理解を深めるために地域住民との交流機会の充実（聴覚、知的）
 - ・子どもの頃からの障害者への理解を深める教育等の充実（高次脳）
- ⑥その他（現行の計画における支援等に対する意見等）
 - ・現行計画の速やかな実行（肢体、視覚、高次脳）
 - ・区の障害者施策、福祉サービス等の周知（高次脳、知的）
 - ・利用対象の拡大等、移動支援事業等の充実（腎臓）
 - ・子どもの頃からの障害者を思いやる教育の充実（高次脳）
 - ・入所施設、ショートステイ、デイサービスなどの施設整備（高次脳、知的）

7 現状の課題と今後の方向性

(1) 相談支援体制の充実

① 多様な障害への対応

現在、相談支援を担当する窓口には、身体障害と精神疾患を併せ持つ障害者からの相談や、高次脳機能障害や発達障害などの専門的な知識が求められる障害者からの相談が増えています。また、うつ病などの気分障害が増加するなど、多様な障害への専門的な対応が求められています。特に高次脳機能障害や成人の発達障害については、葛飾区地域活動支援センター（ウエルピアかつしか内）で高次脳機能障害に対する支援を行っているほかは、相談支援に対応ができる機関が限られています。

このような現状に対しては、障害福祉課、障害者福祉センター、保健所・保健センター、子ども総合センターの区の相談機関が、各々の専門性を高めつつ、相互に連携することにより、身体、知的、精神にまたがる多様な障害に対して、適切に対応します。また、民間事業者が運営する地域活動支援センター等を支援することにより、身近な地域においても精神疾患や高次脳機能障害に対応できる体制を整備します。

② ケアマネジメントの充実

障害が多様化することに伴い、在宅で生活する障害者の支援は多岐にわたっており、個々の支援の状況や家族の状況等を的確に把握し、個々の支援ニーズに合わせた居宅サービスや施設利用を組み合わせることにより、障害者の在宅生活を適切に支援していく必要があります。このためには、個々の障害者に対して、サービスの利用計画の作成から障害福祉サービスの支給、サービス利用後のモニタリングに至るケアマネジメントを相談支援機関と支給決定機関が連携して確実に実施していく必要があります。

また、国では、平成 22 年 12 月に児童福祉法及び自立支援法の一部を改正し、障害児の通所支援や障害者の障害福祉サービスを支給する際には、市町村が指定する相談支援事業所がサービスの利用計画を作成し、それに基づいて支給決定を行うこととしています。このような法改正に対応するために、障害者福祉センター、子ども総合センターの区の相談機関が、現時点においては法の規定による相談支援事業者としての役割を果たします。

③ 障害者の虐待防止

国では、平成 23 年 6 月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局をはじめ、障害者福祉施設や学校、医療機関、保健所等が連携して、障害者虐待の早期発見に努めることが規定されました。また、通報を受けた市町村は、障害者の保護や状況によっては立入調査ができることも規定されています。同法の成立を受け、今後、区は、障害者の虐待に関する相談支援体制を充実させます。

(2) 早期療育の充実

区では、これまで子ども発達センターをはじめ、のぞみ発達クリニック等の民間療育機関において発達の障害が心配される児童の療育ニーズに対応してきました。

しかし、近年、コミュニケーションや社会性の障害を中心に、療育を必要とする児童が増加しており、区内の療育機関は、すべて定員一杯の状態になっています。このようなことから、区では早急に療育施設の拡大を図る必要があります。

また、発達の障害が心配される児童の生活の中心は、保育園や幼稚園であることから、療育施設と保育園や幼稚園の一層の連携を深め、相互に協力することで効果的に支援を行っていく必要があります。さらに、就学前の取組を就学後の学校での支援につなげていくために、就学前の支援を担当する機関と学校施設の連携を密にしていく必要があります。

一方、国では、平成22年12月の児童福祉法の改正により、地域療育のセンター機能を持つ児童発達支援センターの設置をはじめ、療育施設が行う保育所等訪問支援の創設や、就学児の放課後や夏休み等に必要な療育と余暇的活動を行う放課後等デイサービスを創設するとしています。このような法改正を受けて、今後、区は、子ども発達センターの機能の充実をはじめ、児童発達支援センターの整備や保育所等訪問支援の実施、放課後等デイサービスの具体化に向けた取組を進めます。

(3) 生活支援の場の充実

区内の障害者通所施設では、身体又は知的に障害のある方の日中活動を支援するために、常時介護が必要な方を対象に生活介護サービスを、軽作業等が可能な方を対象に福祉的就労の場を提供しています。

しかし、近年は、特別支援学校の卒業生に加え、在宅の身体に障害のある方などのニーズが増えており、区立施設の定員増や、民間施設の定員を超えた受入れを図ったとしても、既存の施設だけでは今後、受入れが困難な状況です。

現在区では、新小岩一丁目の区有地を社会福祉法人に貸し付け、新たな施設整備を進めていますが、今後も特別支援学校在校生の卒業生の動向を見据えながら、日中活動の場を確保します。

また、今後、たんの吸引や経管栄養等の医療ケアを必要とする障害者への対応が求められることから、区内障害者施設職員のスキルアップ等に取り組んでいく必要があります。加えて、介護者の疾病等に対応する短期入所先の確保をする必要があります。さらに、障害児の放課後等デイサービスの具体化に向けた取組を進め、休日等の支援や余暇的活動の充実を図ります。

精神障害者においては、現在家族と同居している障害者が、単身となっても地域で生活することができるように、生活に必要な技能について、話し合う機会や仲間作りの場を進めていく必要があります。そのためにも、地域での支援者の個別援助技術の向上や、医療機関も含めた地域のネットワークの強化などを通じて、良好なサービスを提供できるよう体制を整える必要があります。

また、生活支援サービスの提供については、自立支援法の趣旨に沿って障害の種別にかかわらず一元化していく必要があります。

(4) 重度障害者の生活の場の整備

在宅生活を送る重度の障害者については、グループホームやケアホームでは十分に対応できない重度の障害や、介護者が高齢化した場合の対策が大きな課題となっています。

今後区は、これらの重度障害者の生活の場として、入所施設を含めた施設の整備を進めます。

(5) 中途身体障害や高次脳機能障害の機能訓練や生活支援の充実

医療機関で急性期や回復期のリハビリを終えた中途身体障害者については、社会復帰や地域生活に向けて、機能訓練の継続や生活全般にわたる支援が必要となります。しかし、このような支援に適切に対応できる施設がないのが現状です。また、若年の中途身体障害者が日中に集い、交流する場はごく限られており、これらの障害者の社会参加の場や日中活動の場を充実させていくことが求められています。

このような現状を受けて、今後区は、介護保険制度との整合性を図りつつ、中途身体障害者や高次脳機能障害に対する機能訓練や生活訓練の実施に向けた取組を進めます。また、中途身体障害者や高次脳機能障害者が日中活動を行う場について、NPO 法人との協働や公共施設の活用なども視野に入れ、事業化を進めます。

(6) 就労支援

障害者の就労については、障害者雇用率制度の改正により、常用雇用労働者数 201 人以上 300 人以下の中小企業が雇用率制度の対象となるとともに、短時間労働（週 20 時間以上 30 時間未満）が、精神障害者だけでなく、身体障害者や知的障害者にも適用されることになり、雇用機会の拡大に繋がる条件が整備されました。

しかし、障害者の就労環境は、景気の動向に大きく左右されるため、更なる新規職場開拓、就労定着支援の強化が求められています。

こうした中、区では障害者就労支援プランに基づき、就労希望者が安心して就労できるよう、障害者就労訓練システムを整備し就労を支援しています。

平成 23 年度から知的障害者を区が率先して臨時職員として雇用し、個別支援プログラムに基づき仕事や作業を行うことにより経験や技能を高め、一般企業への就労を目指す「チャレンジ雇用」を開始しました。

今後、就労訓練システムの更なる充実を図るため、ハローワーク等と連携を強化し、障害者雇用の拡大を図るとともに、就労者の職場定着支援や余暇・生活支援を充実させます。

また、福祉的就労の観点から障害者通所施設の整備支援や精神障害者の就労移行支援施設等の整備支援にも取り組みます。

(7) ユニバーサルデザインのまちづくり

私たちが暮らすまちは、年齢や障害の有無・種別にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちであることが求められており、区では「葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針」を策定し、まちづくりを進めています。

区では、これまで施設や交通機関等のバリアフリー化など、ハード面に重点を置いたまちづくりを進めてきました。今後は「心のバリアフリー」も含めて、ハード・ソフト両面からの施策の展開が求められており、「ユニバーサルデザインの普及・啓発」にも重点的に取り組みます。

(8) 防災体制の充実

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの方が被災し、高齢者や障害者などの災害弱者への対応について改めて問い直す必要が生じています。また、障害者団体のヒアリングにおいても、障害者の安否確認や避難所の整備などを求める声が強く、障害者の防災対策の充実は喫緊の課題となっています。

このような現状を受けて、今後区は、災害時における要援護障害者避難所の運営や災害ボランティアの育成等、障害者施設等の防災拠点化に向けての準備を早急に進めます。

また、災害時の要援護障害者リストの作成や安否確認の方法等、区内全域の要援護障害者を対象とした避難支援計画の作成や在宅で医療を受ける重度障害者への対応などについて、具体的な取組を進めます。

さらに、災害時に限らず、一人暮らしの障害者の見守り体制を構築し、地域全体で支援を進めます。

(9) 障害の種別にかかわらず一元化したサービスの提供

障害者福祉については、これまで身体障害、知的障害、精神障害がそれぞれ別々の法律に基づき展開してきた経緯から、障害の種別により、サービスの相談窓口や手続きの所管が福祉部と保健所に分かれています。

しかし、自立支援法により、身体障害、知的障害、精神障害に関する障害福祉サービスが一元化されたこと、また、精神障害に発達障害を含むなど、従来の障害の枠組みが変わってきたことなどから、障害福祉サービスの内容や提供体制を再検討していく必要があります。

今後は、新たに制定される総合的な福祉法制である障害者総合福祉法（仮称）の制定内容を踏まえて、「障害の特性に合わせた支援」と「障害の種別にかかわらず障害のある方が必要とするサービスの提供」を行うため、障害福祉サービスの内容や提供体制の一元化について検討します。

8 計画の基本理念及び基本目標

基本理念

一人ひとりが持つ可能性や能力を十分に発揮し、自立した生活を営み、地域社会の中でともに支えあう一員として、いきいきと輝けるようにします。

基本目標

I 自立生活支援

自分らしい生き方を自ら選択、決定し、自立した生活を営むことができるように支援していきます。

II 就労支援

一人ひとりが持つ可能性や能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるように支援していきます。

III 地域で支えあうまちづくり

障害のある人もない人も地域の中でともに支えあい、安心していきいきと暮らせるまちにしていきます。

9 施策の体系

基本理念

一人ひとりが持つ可能性や能力を十分に発揮し、自立した生活を営み、地域社会の中でともに支えあう一員として、いきいきと輝けるようにします。

基本目標

施策

I 自立生活支援

自分らしい生き方を自ら選択、決定し、自立した生活を営むことができるように支援していきます。

1. 相談体制の充実

個々の障害に応じた総合的な相談支援を実施する体制を整える。

2. 早期療育の充実

適切な療育や保育を受け、一人ひとりの発達が保障される環境を整える。

3. 生涯にわたる学習の支援

学校教育の基礎の上に、生涯を通じて自己の個性と能力を発揮できる環境を整える。

4. 生活支援

地域で自立して暮らしていくために必要なサービスを提供できるようにする。

5. 保健・医療支援

地域で適切な保健・医療サービスを受け、健康を維持・増進できるようにする。

6. 経済的支援

生活に困窮しないで、安心して暮らせるように経済的な支援を実施する。

7. 福祉サービス利用者への支援

サービスを必要とする人が安心して福祉サービスを利用できるように支援する。

Ⅱ 就労支援

一人ひとりが持つ可能性や能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるように支援していきます。

8.一般就労への支援

安心して就職できるように段階的な支援を行うとともに、就職後も働き続けられるように支援する。

9.福祉的就労への支援

多様な就労形態の中からサービスを選択し、地域の中で仲間とともに働き続けられるようにする。

Ⅲ 地域で支えあうまちづくり

障害のある人もない人も地域の中でともに支えあい、安心していきいきと暮らせるまちにしています。

10.ユニバーサルデザインのまちづくり

すべての人が安全で快適に暮らせるまちにする。

11.防災体制の充実

災害に対する備えを整えることで、安心して暮らせるようにする。

12.地域支援体制の整備

支援を必要としている人を地域ぐるみで支える環境を整える。

13.普及・啓発の充実

障害のある方に必要な情報を提供するとともに、障害のない方にも障害への正しい理解を広める。

I 自 立 生 活 支 援

施策

取 組

※ で囲まれている取組は、重点的な取組です。
課名は、計画策定時の主管課を記載しています。

1 相 談 体 制 の 充 実

- 相談支援体制の充実 【障害福祉課・障害者施設課・保健予防課・保健センター・子ども家庭支援課】
- 精神障害者に対する地域移行の支援 【保健予防課】
- 高齢者・心身障害者保健相談・指導 【高齢者支援課】
- 身体障害者手帳の交付及び更新相談の充実 【障害福祉課】
- 愛の手帳の交付及び更新相談の充実 【障害福祉課】
- 精神障害者保健福祉手帳の交付及び更新相談の充実 【保健予防課】
- サービス利用者相談の充実 【障害福祉課・障害者施設課・保健予防課】
- 精神保健相談の充実 【保健センター】
- 難病相談の充実 【保健センター】

2 早 期 療 育 の 充 実

- 障害乳幼児早期療育体制の整備 【障害福祉課・障害者施設課・子ども家庭支援課】
- 療育機関の整備 【障害福祉課・障害者施設課】
- 乳幼児経過観察の検診 【子ども家庭支援課】
- 民間療育団体の育成 【障害福祉課】
- 障害児保育 【保育管理課・子育て支援課】
- 学童保育クラブ 【育成課・子育て支援課】

3

生涯にわたる学習の支援

- 特別支援教育の推進 【学務課・指導室】
- 障害者のスポーツ参加促進支援 【生涯スポーツ課】
- バリアフリーコンサート 【文化国際課】
- 出前教室 【生涯学習課】
- かつしか教室 【生涯学習課】
- わくわくチャレンジ広場 【地域教育課】
- 子ども動物広場（ポニースクールかつしか） 【地域教育課】

4 生活支援

- グループホーム・ケアホームの整備・運営支援 【障害福祉課・保健予防課】
- 地域生活支援型入所施設の整備支援 【障害福祉課】
- 障害者通所施設の整備支援 【障害福祉課・保健予防課】
- 障害者自立支援法等給付事業体制の整備 【障害福祉課・障害者施設課・保健予防課】
- 施設利用者負担軽減策の実施 【障害福祉課】
- 精神障害者に対する地域移行の支援（再掲） 【保健予防課】
- 身体障害者住宅設備改善の給付 【障害福祉課】
- 自動車運転免許取得費助成 【障害福祉課】
- 自動車改造費助成 【障害福祉課】
- 心身障害者寝具乾燥消毒委託 【障害福祉課】
- 心身障害者出張理美容事業 【障害福祉課】
- 心身障害者紙おむつ支給・使用料助成 【障害福祉課】
- 心身障害者配食サービス事業委託 【障害福祉課】
- 心身障害者巡回入浴サービス委託 【障害福祉課】
- 重度脳性麻痺者介護人派遣 【障害福祉課】
- 見守り型緊急通報システム事業 【障害福祉課】
- 車いす一時貸出 【障害福祉課】
- 心身障害者（児）緊急一時保護委託 【障害福祉課】
- バス借上等社会参加促進経費助成 【障害福祉課】
- 障害者週間事業の実施 【障害者施設課】
- 精神障害者家族教室の充実 【保健予防課】
- 精神保健講演会の充実 【保健予防課】
- 難病患者等居宅支援事業 【保健予防課】
- 難病講演会の充実 【保健予防課】
- 高次脳機能障害者への支援 【障害福祉課・障害者施設課・保健予防課】
- 高齢者等訪問収集 【清掃事務所】
- 家賃債務保証制度利用助成 【住環境整備課】

5

保健・医療支援

- 自立支援医療 【障害福祉課・保健予防課】
- 精神障害者に対する地域移行の支援（再掲） 【保健予防課】
- 障害児・者歯科診療事業（ひまわり歯科診療所） 【健康推進課】
- ねたきり高齢者歯科診療事業（たんぽぽ歯科診療所） 【健康推進課】
- 障害者施設通所者健康診査（一般区民健康診査） 【健康推進課】
- 在宅難病患者医療機器の貸与 【保健予防課】
- 地域難病関係機関連携体制の推進 【保健予防課】
- 難病患者リハビリ対策の実施 【保健予防課】
- 難病患者訪問指導事業の実施 【保健予防課】
- 地域精神関係機関連携体制の推進 【保健予防課】
- 休日医療体制の確保 【地域保健課】
- 乳幼児精密健診医療費の助成 【子ども家庭支援課】
- 特殊疾病医療費助成 【保健予防課】

6

経済的支援

- 自立支援医療（再掲） 【障害福祉課・保健予防課】
- 重度心身障害者（児）手当の支給 【障害福祉課】
- 心身障害者福祉手当の支給 【障害福祉課】
- 心身障害者手当国制度分の支給 【障害福祉課】
- 重度心身障害者特別給付金の支給 【障害福祉課】
- 難病患者福祉手当の支給 【保健予防課】
- 心身障害者医療費の助成 【障害福祉課】

7

福祉サービス利用者への支援

- 権利擁護センター事業の推進 【社会福祉協議会】
- 成年後見制度の利用支援 【障害福祉課・保健予防課】
- 成年後見制度審判申立 【高齢者支援課・障害福祉課・保健予防課】
- 福祉サービス第三者評価事業推進 【福祉管理課】
- 福祉サービス苦情調整委員制度 【福祉管理課】

Ⅱ 就 労 支 援

施策

取 組

8

一般就労への支援

- 障害者就労訓練システムの整備 【障害福祉課・保健予防課】
- 葛飾区チャレンジ雇用 【障害福祉課】
- 定着支援と余暇・生活支援の充実 【障害福祉課】
- 障害者通所施設の整備支援（再掲） 【障害福祉課・保健予防課】
- 精神障害者通所訓練事業等運営費助成 【保健予防課】

9

福祉的就労への支援

- 障害者通所施設の整備支援（再掲） 【障害福祉課・保健予防課】
- 工賃引上げのための支援 【障害福祉課】
- 民間通所施設運営費助成 【障害福祉課】
- 精神障害者通所訓練事業等運営費助成（再掲） 【保健予防課】

Ⅲ 地 域 で 支 え あ う ま ち づ く り

施策

取 組

10 ユニバーサルデザインのまちづくり

- 交通バリアフリー事業 【街づくり調整課】
- 歩道勾配改善事業 【道路補修課】
- あんしん歩行エリア整備事業 【道路補修課】
- 公園内だれでもトイレ設置 【公園課】
- 放置自転車撤去・誘導及び指導 【道路管理課】
- ユニバーサルデザインによる建物設計 【営繕課】
- 区有建築物のバリアフリー化改修 【営繕課】
- 鉄道駅エレベーター等整備費助成 【福祉管理課】
- 民間建築物バリアフリー化整備費助成 【福祉管理課】
- 自治町会会館のバリアフリー化修繕・助成 【地域振興課】
- 地域コミュニティ施設におけるバリアフリー化改修 【地域振興課】

11 防災体制の充実

- 障害者施設等の防災拠点化 【防災課・障害福祉課・障害者施設課・保健予防課】
- 災害時対応指針の作成 【防災課・高齢者支援課・障害福祉課・障害者施設課・保健予防課】
- 防災訓練への参加促進 【防災課】
- メールによる防災・防犯情報の提供 【防災課】
- 幹線道路の沿道不燃化促進事業 【建築課】
- 耐震改修助成 【建築課】

1 2

地域支援体制の整備

- 音訳者の育成 【中央図書館】
- 障害者団体との協力関係の推進 【障害福祉課】
- 地域難病関係機関連携体制の推進（再掲） 【保健予防課】
- 地域精神関係機関連携体制の推進（再掲） 【保健予防課】
- 社会福祉協議会助成 【福祉管理課】
- 民生委員活動の支援 【福祉管理課】
- 手話通訳者の育成 【障害福祉課】
- 障害者スポーツ指導員の養成、研修 【生涯スポーツ課】
- 一人暮らしの障害者の見守り体制の構築 【障害福祉課】

1 3

普及・啓発の充実

- ユニバーサルデザインの普及・啓発 【障害福祉課・障害者施設課・保健予防課】
- 障害者週間事業の実施（再掲） 【障害者施設課】
- 精神保健講演会の充実（再掲） 【保健予防課】
- 難病講演会の充実（再掲） 【保健予防課】

10 重点的な取組

I 自立生活支援

1. 相談体制の充実

○ 相談支援体制の充実

【障害福祉課・障害者施設課・保健予防課・保健センター・子ども家庭支援課】

① 多様な障害への対応

身体、知的、精神の3障害にまたがる多様な障害の相談支援に適切に対応していくため、障害福祉課、障害者福祉センター、保健所、保健センターの区の相談機関が各々の専門性を高め、相互に連携して取り組みます。特に精神保健分野に関しては、保健所で自殺防止のための「うつ」対策事業を引き続き実施するとともに、発達障害や気分障害等に特化した精神保健相談を実施します。

また、身体と精神の重複障害など、早期の対応が必要な困難事例にも適切に対応するために、相談支援に関する連絡会議を設け、支援のネットワークを構築します。地域活動支援センター等の民間支援機関とは、地域における幅広い相談支援体制を整えていけるように協働・連携を強化します。

さらに、身体障害者等の在宅生活を効果的に支援するために、住環境の改善や補装具の使用に関して、作業療法士等を活用した訪問相談を障害者福祉センター等で実施します。

② ケアマネジメントの充実

自立生活支援センター（ウェルピアかつしか内）等の区の相談支援機関では、在宅障害者の実態や家族の状況等を的確に把握し、居宅介護サービス等に関するサービス等利用計画を作成することにより、多様化、個別化する支援ニーズに的確に対応します。また、居宅介護サービス等の事業者との連絡調整を密に行うことで、利用計画を確実にサービス提供につなげます。

③ 障害児の相談支援体制の充実

児童福祉法の一部改正により、障害児が通所支援を受ける場合には、サービス利用計画が必要となったことに伴い、障害児の相談支援に関わる自立生活支援センター、子ども発達センター、子ども総合センターが連携して適切な利用計画を作成します。これにより、児童福祉法に定められた支給決定プロセスを確実に実施します。

④ 障害者の虐待防止

区の機関や福祉施設が連携し、障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の保護に取り組むとともに、障害者の虐待に関する相談支援体制を充実させます。

○ 精神障害者に対する地域移行の支援

【保健予防課】

内容については、4. 生活支援（P.35）で掲載します。

2. 早期療育の充実

○ 障害乳幼児早期療育体制の整備

【障害福祉課・障害者施設課・子ども家庭支援課】

① 子ども総合センター

平成23年7月に開設した子ども総合センターでは、発達相談と保育園・幼稚園への巡回訪問を集中的に実施することにより、発達障害の早期発見の充実を図ります。

② 子ども発達センター

専門の療育施設としての機能を強化するとともに、保育所等訪問支援（地域療育促進事業）を実施し、保育園・幼稚園等と連携した療育支援を行います。

また、療育に関する相談と登録児童に対する通所利用計画作成にも対応し、児童発達支援センターとして機能を整備します。

③ 各施設や学校等との連携

子ども総合センター、保育園や幼稚園、子ども発達センターが連携を強化することにより、保育園・幼稚園等の身近な施設でも適切な支援を受けられる体制を整備します。

また、区内の療育施設と学校の連携も強化し、保護者からの要請を受け、幼児期の取組状況を直接学校に申し送る仕組みを構築し、療育の連続性を確保します。

④ 障害児通所施設利用者への負担軽減

区独自の支援策として、障害乳幼児が適切な療育を受けることができるよう、障害児通所施設利用者の保護者負担の軽減を引き続き実施します。

保育所等訪問支援事業の実施箇所（延べ2箇所）					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	1箇所				1箇所

※箇所数は、保育所等訪問支援事業の開始年度です。

○ 療育機関の整備

【障害福祉課・障害者施設課】

子ども発達センターの児童発達支援センターへの移行を進めるとともに、増加する療育ニーズに対応するため、新たな療育機関として、民間事業者による児童発達支援センターの設置を支援します。

療育機関（児童発達支援センター）の整備（延べ2箇所）					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
1箇所					1箇所

※箇所数は、児童発達支援センターの開始年度です。

3. 生涯にわたる学習の支援

○ 特別支援教育の推進

【学務課・指導室】

「特別支援教育」は、障害のある児童・生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズを把

握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行うものです。

小・中学校における特別支援教育を推進するために、通常の学級に在籍する発達障害等を伴う児童・生徒に対して指導を行う巡回指導員を配置するとともに、公立幼稚園、小・中学校に助言指導を行う特別支援教育心理専門員、教員経験者等からなる専門家チームを派遣し、必要に応じて、学識経験者や都立特別支援学校コーディネーターを派遣します。

また、児童・生徒の「個別の教育支援計画」、「個別指導計画」を充実させるとともに、アイリスシート学齢期版支援シートの活用により関係機関と連携し、支援内容を乳幼児期から学校卒業後まで引き継いでいきます。

さらに、東京都特別支援教育推進事業計画第三次実施計画に基づき、特別支援教室の設置に向けての体制整備の検討を進めます。

専門家チームの派遣回数（心理検査を含む）（年間）					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
157回	158回	159回	160回	161回	162回
アイリスシート学齢期版支援シートの交付件数（年間）					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
81件	93件	105件	117件	129件	141件

○ **障害者のスポーツ参加促進支援** 【生涯スポーツ課】

障害のある方がスポーツを楽しむことは、リハビリテーションになるほか健康増進や社会参加意欲の促進にもなります。そのため、障害のある方のスポーツへの参加機会の促進、拡充を図ります。

4. 生活支援

○ **グループホーム・ケアホームの整備・運営支援** 【障害福祉課・保健予防課】

施設入所者の地域移行を促進するため、社会福祉法人等に対し、区内にグループホーム・ケアホームの整備を促すとともに、知的に重度の障害がある方の地域生活を支援するため、ケアホームの施設整備を行う社会福祉法人等に対し、整備費の一部を助成します。

また、精神障害者のグループホームの整備・運営支援を引き続き行うとともに、体験宿泊や夜間支援、短期入所機能の充実等により、サービスの在り方について関係機関との連携を強化し具体化に向けて取り組みます。

さらに、身体障害者や高次脳機能障害者のケアホームの整備支援に関しても、検討します。

グループホーム・ケアホームの整備支援（延べ6箇所）					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

※箇所数は、グループホーム・ケアホームの開設年度です。

○ **地域生活支援型入所施設の整備支援** 【障害福祉課】

障害のある方がケアホーム、グループホーム等の地域の生活の場へ円滑に移行するための施設として、また、短期入所や区内グループホーム等の緊急時のバックアップ機能を担う拠点として、区内における「地域生活支援型入所施設」の整備支援について具体的に検討します。

○ **障害者通所施設の整備支援** 【障害福祉課・保健予防課】

特別支援学校の卒業生等の日中活動を支援するため、進路希望の動向に応じて、必要量に合わせた施設整備の促進を図ります。そのため、障害者の通所施設の整備を行う社会福祉法人に対し、整備費の一部を助成します。

また、精神に障害のある方の社会参加や就労を支援するために、自立支援法に基づく就労訓練施設及び相談機能を持つ地域活動支援センターの整備を計画している社会福祉法人等に対し、整備費の一部を助成し、地域で安定した生活を行えるようにします。

障害者通所施設の整備支援（延べ5箇所）					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	

※箇所数は、障害者通所施設の開設年度です。

○ **障害者自立支援法等給付事業体制の整備** 【障害福祉課・障害者施設課・保健予防課】

① 放課後等デイサービス

就学している障害児が放課後や夏休み等に、必要な療育や余暇的活動を行う放課後等デイサービスの具体化に向けた取組を進めます。

② 高次脳機能障害者の社会復帰の促進

高次脳機能障害者に対する社会適応や認知・言語に関するリハビリテーションを充実します。

また、高次脳機能障害者の一般就労や就労継続支援施設等での受け入れを促進し、高次脳機能障害者の社会復帰を促進します。

③ 身体障害者の社会参加、余暇活動に対する支援の充実

ボランティアやNPO法人との協働により、身体障害者を対象とした余暇活動などについて、事業化を進めます。

④ 精神障害者の社会参加に対する支援の充実

ボランティアや地域活動支援センターとの協働により、精神障害者を対象とした社会参加活動や病気に関する理解を広げる活動を進めます。

⑤ 短期入所先の確保

ケアホームや地域生活支援型入所施設の整備支援を行う際に、短期入所用の居室を合築して整備するようにし、介護者の疾病等に対応する短期入所先の確保を進めます。

○ 施設利用者負担軽減策の実施 【障害福祉課】

通所施設利用者に対する区独自の支援策として、食費自己負担分の補助を実施します。また、障害のある方が安心してサービスを受けられるように障害者通所施設に対する施設運営費助成を行います。

○ 精神障害者に対する地域移行の支援（再掲） 【保健予防課】

① 退院後の支援体制

平成23年度、東京都精神障害者退院促進支援事業の委託先として、本区のNPO法人の事業所が決定されました。今後、当該事業所と連携・協力し、円滑に退院促進支援事業を進めます。また、退院後の精神障害者の生活を支えるには、継続的な医療を支える精神訪問看護ステーションやホームヘルプなどを提供する協力事業所を増やしていくことが求められています。そのために、精神訪問看護ステーションや居宅介護事業所等を対象とした連絡会の開催（年2回程度）等により、ネットワークの構築を図ります。

② 単身生活者への対応

退院後、単身生活が困難な精神障害者に対応するグループホーム・ケアホームの設置や運営法人の育成を行います。また、夜間等相談したい時に相談できる体制を構築します。

5. 保健・医療支援

○ 自立支援医療 【障害福祉課・保健予防課】

制度の運営が適切に行われるよう、支援します。

なお、この事業は、自立支援法上の自立支援給付事業として実施するものです。

6. 経済的支援

○ 自立支援医療（再掲） 【障害福祉課・保健予防課】

7. 福祉サービス利用者への支援

○ 権利擁護センター事業の推進 【社会福祉協議会】

社会的支援が必要な方への福祉活動を行っている社会福祉協議会が、福祉サービスに関する利用相談や苦情相談を行うとともに、成年後見制度の利用相談や利用支援を行うことにより、判断能力が不十分な方の権利行使を総合的、一体的に支援します。

また、社会福祉協議会自らが、法人として後見人等を受任します。

相談件数（年間）					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
1,000件	1,020件	1,040件	1,060件	1,080件	1,100件

法人後見受任数（延べ11件）					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
1件	2件	2件	2件	2件	2件

※件数は、障害者及び高齢者に関するものです。

○ **成年後見制度の利用支援** 【障害福祉課・保健予防課】

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で、成年後見制度の利用に要する費用の補助を受けなければ利用が困難な障害者に対して、助成をします。

成年後見制度利用費用補助件数（延べ42件）					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
4件	5件	6件	8件	9件	10件

Ⅱ 就労支援

8. 一般就労への支援

○ **障害者就労訓練システムの整備** 【障害福祉課・保健予防課】

18歳以上の勤労意欲のある身体、知的及び精神に障害のある方に対して、就労支援プランに基づき、企業実習、作業訓練等を行い、一般企業への就労を支援します。

自転車リサイクル工房、ぷらすちょいすなどにおいて実習訓練を行うなど、就労訓練システムの充実を図ります。

年間就労者数（延べ270人）					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
45人	45人	45人	45人	45人	45人

○ **葛飾区チャレンジ雇用** 【障害福祉課】

平成23年度から一般就労に向けての経験を積む場として、区が期限を設けて障害のある方を雇用する「葛飾区チャレンジ雇用」を実施しています。

区が率先して知的障害や精神障害のある方の雇用に努めることで、区内企業をはじめとして、一般企業への雇用促進につなげます。

チャレンジ雇用人数（延べ30人）					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
5人	5人	5人	5人	5人	5人

○ **定着支援と余暇・生活支援の充実** 【障害福祉課】

障害のある方が一般就労した後も、働き続けることができるよう、三障害それぞれの特性に合わせて、職場定着支援と余暇・生活支援を行っていきます。

就労支援センターでは、一般就労した障害のある方が職場の人間関係などでトラブルがあった場合、職場に出向いて問題の解決を図るとともに、就労支援センターの業務延長時間に合わせて交流の場を提供し、職場定着支援や余暇・生活支援を行っています。

また、ぷらすちょいすの閉店後の時間等を活用して、NPO法人との協働により「障害のある方の自主活動支援事業」を実施しており、就労者の職場定着支援と余暇・生活支援の充実を図ります。

さらに、家族会やボランティア団体等の行う余暇・生活支援活動を支援します。

新規就職者の就労定着率					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
75%	75%	75%	80%	80%	80%

※就労定着率は、就労支援センターが支援して新規就職した者の3年間の就労継続の状況です。

9. 福祉的就労への支援

○ **障害者通所施設の整備支援（再掲）** 【障害福祉課・保健予防課】

III 地域で支えあうまちづくり

10. ユニバーサルデザインのまちづくり

○ **交通バリアフリー事業** 【街づくり調整課】

新小岩駅圏において、区民や公共交通事業者、国、都などと一体となった取り組みとして、駅や道路、公共公益施設、商店街を含めた一体的なバリアフリー化を進め、すべての人が安全に身体に負担がなく移動ができるまちにします。

交通バリアフリー事業					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度

※計画量については、現在「葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想策定協議会」において検討中であり、計画策定時には記載する予定です。

○ **歩道勾配改善事業** 【道路補修課】

区内約20kmの道路に設定された特定経路について、歩道の段差や勾配を改善し、障害のある方、高齢の方及び車いすを利用する方など、誰もが安全で快適に通行できる道路環境を引き続き整備します。

車道の高さを上げることにより、歩道の勾配を縦断方向（歩く方向）で5%以下、横断方向（横方向）で1%程度に改善します。

また、歩車道の段差は2cm以下とします。

歩道勾配改善工事延長（延べ4.8km）					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
0.8km	0.8km	0.8km	0.8km	0.8km	0.8km

- **あんしん歩行エリア整備事業** 【道路補修課】
 水戸街道や環七通り、平和橋通りを含む区の中心部で交通事故の発生率の高い地区を指定し、区と警察が連携を図りながら交通事故防止策を実施します。

- **公園内だれでもトイレ設置** 【公園課】
 公園内にだれでもトイレを設置することで、障害のある方が外出しやすい環境を引き続き整えます。

公園内だれでもトイレ設置箇所数（年間）					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
5箇所	5箇所	5箇所	4箇所	4箇所	4箇所

- **放置自転車撤去・誘導及び指導** 【道路管理課】
 車いすを利用する方や視覚に障害のある方等、区民の通行の妨げとなる放置自転車に対し、指導や誘導、撤去等の実施や自転車利用者のマナーやモラルの向上を呼び掛けるキャンペーンも実施します。
 また、これらに加え、民営自転車駐車場の設置及び管理に要する費用の一部を区が補助する制度を創設し、民間自転車駐車場の建設を促進します。

放置自転車整理区域内の放置自転車台数（年間）					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
3,000台	2,800台	2,600台	2,400台	2,200台	2,000台

※台数は、時間を決めて測定した時の平均台数（瞬時測定台数）です。

1.1. 防災体制の充実

- **障害者施設等の防災拠点化** 【防災課・障害福祉課・障害者施設課・保健予防課】

① 要援護障害者の避難所運営

避難物資の相互活用や人材の応援態勢等、第1順位避難所（学校等）との連携方法を含め、第2順位避難所（障害者施設）ごとの運営マニュアルを作成します。避難所となる障害者施設の所在地を記載した障害者避難所マップを作成します。

さらに、避難所となる障害者施設に、補助電源としての発電機等、停電時に備えた設備の設置を検討します。

また、地域住民と障害者施設が連携した合同避難訓練をウエルピアかつしか等でモデル実施します。

② 災害ボランティアの育成

葛飾区社会福祉協議会と連携のもと、災害時要援護障害者への支援に対応できるボランティアを育成し、要援護障害者の安否確認や避難所での生活を支援する人材を確保します。

③ 障害者への災害情報の提供

円滑なコミュニケーションが難しい聴覚障害者等への情報提供手段として、音声文字化する設備を拠点となる障害者施設に設置するなど、障害者への災害情報の提供方法を検討します。

○ 災害時対応指針の作成

【防災課・高齢者支援課・障害福祉課・障害者施設課・保健予防課】

① 要援護障害者の避難支援計画の策定

災害時における要援護障害者のリストの作成、安否確認、避難所となる障害者施設等への避難方法、災害ボランティアの支援等、区内全域の要援護障害者を対象とした避難支援計画を策定します。

② 在宅医療者への対応

医師会の協力のもと、医療が必要な重度障害者を災害時に受け入れることができる医療機関のリストを作成します。

また、在宅で人工呼吸器等医療機器を使用する重度障害者のリストを作成するとともに、非常用蓄電池の貸与等、停電時の対応を検討します。

その他、障害者名簿（全障害者・障害別）、防災名簿（災害時避難用）、あんしんネット（日常有事用）、個別名簿（目的別）等を整備し、災害時における関係機関との情報の共有化を検討します。

③ 要援護障害者用備蓄計画の作成

要援護障害者が避難所（障害者施設）等で避難生活を送る際に必要となる物資の備蓄計画を作成します。

④ 安心カードの作成

障害種別を問わず、個々の障害者の通院先や医療に必要な情報を記載した「安心カード」を作成します。障害者が「安心カード」を携行することで、災害時に備えます。

1 2. 地域支援体制の整備

○ 音訳者の育成

【中央図書館】

活字での読書が困難な方が、図書資料を利用し、情報入手や読書ができるよう音訳図書及び点字資料の貸出し等を行っています。また、音訳資料（デイジー）の作成や対面朗読等で活動される音訳者の養成講座を実施します。

音訳資料（デイジー）作成数（延べ36冊）					
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
6冊	6冊	6冊	6冊	6冊	6冊

13. 普及・啓発の充実

○ ユニバーサルデザインの普及・啓発

【障害福祉課・障害者施設課・保健予防課】

葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、視覚に障害のある方の情報のバリアフリーを推進するため、音声コードや音訳資料（デイジー）による区政情報の発信を行います。

また、聴覚障害者等への情報提供の手段として、公共施設に音声を文字化して案内する設備の設置を検討します。

さらに、区のイベント等の機会を通じて、ユニバーサルデザインの考え方を普及させるとともに、障害者への理解を深めるため、かつしかエフエムやケーブルテレビ等の地元メディアを活用して、区内の障害者施設や団体などの活動について情報を発信します。

※ ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

※ 音声コードとは、紙に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えた切手大の記号で、二次元のデータコードの中に日本語で約 800 文字のテキストデータを記録することができます。

また、印刷した音声コードのページの端には、触覚によりコードの位置がわかるように、「切り欠き」と呼ばれる半円の穴を開けています。本計画書でも各ページの下部に貼り付けてあります。

※ デイジーとは、Digital Accessible Information System の略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されています。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、50 カ国以上の会員団体に構成するデイジーコンソーシアム（本部スイス）により開発と維持が行われている情報システムを表しています。

第3期葛飾区障害福祉計画

1 第3期障害福祉計画の概要

(1) 第3期障害福祉計画の策定について

区では、平成19年3月に障害者施策推進計画の策定と併せ、障害のある方が地域で自立した生活を営むことができるよう、自立支援法の規定に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスごとの必要量を見込んだ障害福祉計画を策定しました。

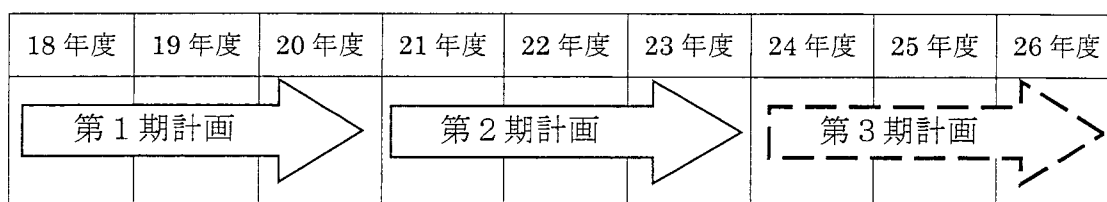
第1期障害福祉計画（平成18～20年度）に続く第2期障害福祉計画（平成21～23年度）では、第1期障害福祉計画の実績を踏まえ、サービス量の算定を行うとともに、「葛飾区チャレンジ雇用」の実施等の新たな課題への対応を図っています。

第3期障害福祉計画の策定にあたっては、自立支援法や国の基本指針に基づき、第2期障害福祉計画の実績や今後の障害者のニーズを踏まえて、サービス量の算定し、同行援護や計画相談支援などの新たなサービスを含めて、各年度の数値目標を設定しました。

(2) 第3期障害福祉計画の期間

第3期障害福祉計画の計画期間は、国の「基本指針」に基づき、平成24年度から26年度までの3か年とします。

ただし、国は、平成25年8月までに「障害者自立支援法」を廃止して、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を目指しており、法制度の動向により区は、計画期間中に本計画を見直す可能性があります。



2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 目標値の設定

国の「基本指針」は、平成26年度末において、平成17年10月1日時点の施設入所者数の、3割以上を地域へ移行すること、また1割以上を削減することを目標としています。

この指針に基づき、区では、平成26年度末において平成17年10月1日時点の施設入所者数266人の3割（80人）を地域移行させることを達成すべき目標値としました。

しかし、施設入所者については、高齢の介護者が多く、介護者の病気等が原因で在宅生活が困難になるなど、施設入所支援が必要となる方が、毎年、発生しているため、削減することは困難な状況です。

項 目	数 値	説 明
平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数	266人	区内に入所施設がないため、すべて区外の施設の入所者
平成 26 年度末の施設入所者数	320人	区内に入所施設がないため、すべて区外の施設の入所者
平成 26 年度末までの目標数 (施設入所者の増減数)	+54人	差引増減見込み数
平成 26 年度末までの目標数 (地域に移行する入所者数)	80人	区外入所施設からグループホーム・ケアホーム等への移行

(2) 移行実績

① 施設からグループホーム・ケアホーム等へ移行した方の数

年度(第1期)	17年度	18年度	19年度	20年度	小計
移行者数	2人	2人	6人	9人	19人
年度(第2期)		21年度	22年度	23年度	小計
移行者数		19人	6人	15人	40人
合 計					59人
地域移行率					22.2%

※17年度は10月～3月。23年度は8月末日現在

② 施設別地域移行者数

移行前	移行後	人数
身体障害者療護施設	在宅	1人
知的障害者更生施設	区内グループホーム・ケアホーム	23人
	区外グループホーム・ケアホーム	35人
合 計		59人

(3) グループホーム・ケアホームの状況について

① 区内グループホーム・ケアホームの状況

項 目		平成 18 年 4 月	平成 23 年 9 月
区内知的障害者グループホーム・ケアホーム	施設数	39施設	65施設
	定員数	216人	339人
区内精神障害者グループホーム・ケアホーム	施設数	2施設	3施設
	定員数	10人	15人
合 計	施設数	41施設	68施設
	定員数	226人	354人

② グループホーム・ケアホーム利用者数

項 目	平成 18 年 4 月	平成 23 年 9 月
区内グループホーム・ケアホームに入居している区民	1 3 5 人	1 8 9 人
区外グループホーム・ケアホームに入居している区民	2 8 人	5 0 人

(4) 目標値達成に向けた課題

① グループホーム・ケアホームの整備

平成 26 年度末までに 80 人の地域移行を達成するためには、これまでの移行実績 59 人を差し引き、今後 21 人の受け入れが必要となります。

上記(3)①の表のとおり、本区には、68施設、定員総数354人の知的障害者や精神障害者のグループホーム・ケアホームが設置されており、地域移行者がグループホーム・ケアホームの退所者と入れ替わりで利用できれば、今後、見込みどおりに地域移行が行われても、区内のグループホーム・ケアホームでの受け入れは可能な状況にあります。

しかし、介護者が高齢や病気により、急に介護ができなくなることへの不安などから、現在、家族と同居していてもグループホーム・ケアホームへの入居を希望する方が少なくありません。

今後は、このような潜在的な要望を踏まえて、グループホーム・ケアホームの整備を進めていく必要があります。

② 相談支援体制の充実

福祉施設の入所者の地域生活への移行を実現するには、施設入所者本人への意向の確認から関係先との連絡調整や情報収集、生活の場と日中活動の場の確保、さらにはアフターケアに至るまで、対象者に合わせたサービスを提供するための相談支援体制を充実する必要があります。

(5) 目標値達成のための具体的な取組

① 知的障害者ケアホームの整備支援

知的障害者ケアホームの設置を推進するため、事業者が東京都の補助事業（「障害者通所施設等整備費補助事業」）を活用して、知的障害者ケアホームを整備する場合に、独自に施設整備費を助成（上乘せ）します。

この取組は、葛飾区中期実施計画の計画事業として、知的障害者ケアホームの整備を行う社会福祉法人等に整備費の一部を助成しています。

② 地域移行を支援する相談支援体制の構築

福祉施設の入所者の地域生活への移行を実現するには、個々の障害者に対して、障害福祉サービスの利用計画の作成、サービスの支給、サービス利用後のモニタリングなどを、障害福祉課が中心となって、自立生活支援センター（ウェルピアかつしか内）等の相談支援機関と連携して実施するとともに、今後は、地域移行支援や地域定着支援を専門とする相談支援事

業所の必要性を検討します。

3 入院中の精神障害者の地域生活への移行

(1) 地域生活へ移行するための課題

① 精神障害者の生活を支援するネットワークの構築

生活する環境が整えば退院可能となる精神障害者の退院を促進し、円滑に地域生活へ移行するためには、区内外の精神科医療機関をはじめ、在宅医療（精神科デイケア、訪問看護など）との連携した取組が重要です。

このため、訪問看護や在宅生活を支える支援事業所等のネットワークを構築する必要があります。

② 住まいの場の整備

住まいの場の整備は、精神に障害のある方が地域生活を営むに当たり、最も重要です。家族の高齢化等が原因で自宅に戻れない入院患者がおり、その結果、退院が遅れている可能性が示唆されています。

精神に障害のある方が地域で暮らしていくうえでは規則的な生活習慣の確立が重要であり、日々の生活を支える家事援助サービスなどの充実が求められます。

また、地域生活への移行を支援するため、入院中にグループホームの生活を体験できる仕組みをはじめ、夜間の相談支援や短期入所の整備等、精神障害の特性を踏まえた多様な支援を検討する必要があります。

③ 相談支援体制の充実

精神に障害のある方が充実した地域生活を送るためには、その方のライフステージに応じて、継続的に支援をしていくことが重要です。

このためには、保健所や保健センターが核となり、地域活動支援センターや相談支援事業所、NPO法人や民間事業所が連携していくことが重要であり、これらの機関で相談支援に携わる人材の育成が何よりも大切です。

また、精神に障害のある方が地域の中で社会性を回復する場の充実や、障害のある方や家族同士の支え合いを充実させるための支援も検討する必要があります。

(2) 地域生活へ移行するための具体的な取組

① 葛飾区地域精神保健福祉連携会議や地域自立支援協議会の活用

引き続き、精神医療の専門家、障害者団体、障害者施設の代表者、区関係者の連携会議を開催するとともに、地域自立支援協議会を活用し、様々な事例に対応していくために精神保健福祉ネットワークを構築します。

「葛飾区地域精神保健福祉連携会議」は年2回程度、「精神障害者就労及び相談支援部会」は月1回程度開催します。

② 精神障害者グループホームの整備・運営支援

退院可能な方や、家族から独立した生活を希望する方の住まいを確保す

るために、現在3か所あるグループホームの運営を引き続き支援します。また、グループホームの整備についても、引き続き民間事業者による整備を支援するとともに、今後は、入院中の体験宿泊をはじめ、夜間の支援や短期入所にも対応できるように、グループホームの機能の充実を検討します。

③ 相談支援体制の充実

現在、精神に障害のある方への相談支援は、保健所・保健センターや地域活動支援センターが対応しています。

長期入院患者の地域生活移行を促進するために、今後は、入院中の相談の充実や退院に向けての医療機関との調整を積極的に行います。

また、精神に障害のある方のニーズや課題にきめ細やかに対応できる人材を育成し、ケアマネジメント体制の充実を進めるために研修会を実施します。

さらに、地域で安心して暮らせるためにピア活動を支援するとともに、ゆるやかに社会性の回復ができるような日中活動の場や交流の場、働く場の提供ができるよう、地域活動支援センターの活用を図ります。

④ 生活支援体制の整備

精神に障害がある方が在宅生活を送るためには、訪問看護など継続的な医療の支援者や、家事援助、配食などの日常生活の支援が必要となります。この担い手となる事業所を育成するとともに支援方法の検討や関係機関連携のための会議や研修を開催します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 目標値の設定（福祉施設から一般就労への移行）

国の基本指針では、平成26年度において福祉施設から一般就労に移行する人数については、平成17年度での移行実績数の4倍以上とすることとしています。

しかし、区においては、平成17年度の一般就労移行者数が、これまでの4人～6人（平成13年度～16年度）から突出した13人という数値になっています。

これは、平成16年3月に策定した就労支援プランに基づく就労支援策が就労に結びついたものと考えられます。その後、自立支援法などの施策に合わせて就労プランを見直し、平成20年3月に就労支援プラン（増補版）を作成し、安定的に一般就労移行者数が推移しています。

また、平成22年度は、区内に特例子会社が設置されたため、一般就労移行者が26人と突出した数値になっています。

以上のことや平成17年度からの実績と現在の福祉施設の利用者の状況を踏まえて、平成26年度の目標値は、就労支援プラン策定前の概ね4倍の16人とします。

項 目	数 値	説 明
平成 17 年度の年間一般就労移行者数	13人	平成 17 年度において施設を退所し、一般就労した方の数
平成 26 年度の目標数 (施設からの年間一般就労移行者数)	16人	平成 26 年度において施設を退所し、一般就労する方の数

(2) 就労実績

福祉施設から一般就労した方の人数は、以下のとおりです。

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	小 計
平成 17 年度	1人	8人	4人	13人
平成 18 年度	1人	6人	6人	13人
平成 19 年度	1人	9人	4人	14人
平成 20 年度	0人	5人	7人	12人
平成 21 年度	0人	6人	8人	14人
平成 22 年度	0人	16人	10人	26人
合 計	3人	50人	39人	92人

(3) 就労移行支援事業の利用者の割合

目標値の設定 (就労移行支援事業の利用者数)

国の基本指針では、就労移行支援事業の利用者数については、平成 26 年度末における福祉施設の利用者数のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することとしています。

項 目	数 値	説 明
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	1,674人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
平成 26 年度末の就労移行支援事業の利用者数	85人	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労移行支援事業の利用者の割合	5.1%	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者のうち、就労移行支援事業を利用する者の割合

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の事業を行う施設をいいます。

(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

目標値の設定 (就労継続支援（A型）事業の利用者数)

国の基本指針では、就労継続支援（A型）事業の利用者数については、平成26年度末における就労継続支援事業の利用者数のうち、3割の者が就労移行支援（A型）事業を利用することとしています。

項 目	数 値	説 明
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数	35人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	670人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型＋B型）事業の利用者数	705人	平成26年度末において就労継続支援（A型＋B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	5.0%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

（5）目標値達成に向けた課題

① 就労を進めるための役割の明確化

区内の通所授産施設は、平成23年度末までに、すべて就労継続支援等の自立支援法の新体系施設に移行する予定です。

今後は、就労への移行を目的とする新体系施設と就労支援センターの役割分担、就労支援センターの業務内容等、就労支援の在り方を見直していく必要があります。

② 就労への意欲向上

施設での支援や企業実習等の様々な経験を通じて、一般就労へ意識を育み、一人ひとりの希望や意欲を高めていく取組が必要です。

③ 就労支援ネットワークの充実

障害者一人ひとりに合ったより良い就労へとつなげていくためには、就労を支援する施設や機関が相互に連携し、情報を共有していくことが重要です。このような就労支援に関するネットワークを充実させ、企業の需要と就労希望者の意向が一致するように努めるとともに、就労に向けた支援技術の向上を図っていく必要があります。

（6）目標値達成のための具体的な取組

「就労支援プラン」及び平成20年3月に策定した「就労支援プラン（増補版）」に基づき、各種施策や事業に積極的に取り組んでいきます。

① 障害者就労訓練システムの整備

現在、新規の就労とともに、離職後に訓練を受けて再就職を目指すなど、「いつからでも、どこからでも就労を目指すことができる」区独自の障害者就労訓練システム（以下「訓練システム」という。）により、就労を希望する方の状況に応じて、段階を踏んで就労訓練（支援）をしています。

今後も、より企業の現場に近い状態で実習を行う中間的就労の場を活用する等により、訓練システムをさらに充実させます。

② 就労支援指導員の配置

区では、区内通所施設の規模等に合わせ、就労支援指導員（以下「指導員」という。）を配置し、就労支援に取り組んでいます。

今後も指導員の配置を継続し、一般就労へ向けた取組を推進します。

③ 就労支援助成金制度

就労継続支援 B 型施設の利用者が就職のため施設を退所し欠員となった場合、欠員分の自立支援給付費相当額について、3 か月を基本として施設に助成しています。

この制度は、区が助成することにより、施設運営の安定を図り、施設利用者が安心して就労に挑戦できる環境を整えるために設けているものです。

この助成金制度を引き続き行い、障害のある方と施設の双方が一般就労を目指せるよう、側面的な支援を行います。

④ 就労に挑戦する環境づくり

施設での作業や訓練だけでは、なかなか就労に結びつくものではありません。一人ひとりの就労に対する意欲を高め、就労に向けての課題を整理するためには企業現場での職業体験や実習が効果的です。

そのため、企業実習奨励金制度や企業実習助成金制度を活用し、企業実習の機会を増やし経験を重ねることにより、一般就労へ挑戦していける環境づくりに努めます。

⑤ 企業内通所授産事業

障害のある方に対する中間的就労の場の一つとして、「企業内通所授産事業」を実施し、より企業での就労に近い環境で作業経験を重ねることにより、一般就労への成果をあげてきました。

今後もより一層、一般就労へとつなげるため、引き続きこの事業を実施します。

⑥ 葛飾区チャレンジ雇用

平成 23 年度より「葛飾区チャレンジ雇用」として、就労を希望する障害のある方を区が臨時職員として雇用し、区役所内での事務補助業務を通じて経験を積み、一般企業への就労を目指しています。

今後も、この葛飾区チャレンジ雇用をステップとして、一般企業への就

職へつなげるよう区役所内での業務を広げ、事業を充実させます。

⑦ 身近なところで就労の場を広げる取組

身近な地域に就労の場があることは、何か不測の事態やトラブルがあった時にすぐに対応できる利点があります。

区内や隣接する地域に就労先を開拓するため、ハローワークとの連携はもちろん、「障害者雇用フェア」等で企業との合同面接会を実施するなど、区自らが近隣の企業への職場開拓を行います。

5 数値目標達成による成果 —障害のある方の視点から—

地域生活への移行と一般就労は、障害のある方が地域で自立した生活を進める上で重要な要素であり、区の関係機関やサービス提供事業者が連携して、本計画に定める目標を達成することにより、次のような成果が見込まれます。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行を支援することで、自己選択に基づいた生活を実現します。
- (2) 入院中の精神に障害のある方の地域生活への移行を支援することで、自己選択に基づいた生活を実現します。
- (3) 一般就労を促進することにより、障害のある方の自立した生活を実現します。

6 自立支援給付事業の必要な見込み量の算出

(1) 訪問系サービス

① サービス内容

	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	外出に著しい困難を有する視覚障害者に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、外出先での排せつや食事の介護等の必要な援助を行います。
行動援護	行動が困難で常に介護が必要な知的又は精神障害者を対象に、危険を回避するために必要な支援や外出の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

② 障害福祉計画の実績数と見込み量

(月平均数)

居宅介護				
第1期計画 実績		平成18年度	平成19年度	平成20年度
	延利用時間	9,457時間	9,960時間	12,176時間
	実人数	350人	392人	374人
第2期計画 実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	延利用時間	13,594時間	12,966時間	12,477時間
	実人数	430人	491人	535人
第3期計画 見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	延利用時間	13,650時間	14,300時間	15,000時間
	実人数	560人	590人	620人
重度訪問介護				
第1期計画 実績		平成18年度	平成19年度	平成20年度
	延利用時間	1,705時間	1,643時間	2,524時間
	実人数	12人	13人	13人
第2期計画 実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	延利用時間	2,141時間	2,601時間	2,243時間
	実人数	11人	12人	12人
第3期計画 見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	延利用時間	2,620時間	2,800時間	2,990時間
	実人数	14人	15人	16人

同行援護				
第3期計画 見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	延利用時間	2,400時間	2,600時間	2,800時間
	実人数	120人	130人	140人
行動援護	重度訪問介護に含めます。			
重度障害者等包括支援	重度訪問介護に含めます。			

※実績数について、平成18年度は10月～3月、平成23年度は4月～8月の実績となります。以下、この計画における実績数も同様です。

③第3期障害福祉計画の算定の考え方

第3期障害福祉計画の「居宅介護」「重度訪問介護」については、これまでの延利用時間数や利用人数の平均的な伸び率から必要量を算定しました。また「同行援護」については、平成22年度の移動支援事業実績のうち、視覚障害者の利用実績から、今後の延利用時間及び利用人数を推計しました。

④必要な見込み量確保の方策

区民に「居宅介護」や「重度訪問介護」を提供している居宅介護事業者は、平成23年8月現在で105か所ありますので、第3期障害福祉計画の必要量は概ね確保することはできると見込んでいます。

一方、新たなサービスである「同行援護」については、これまでの居宅介護事業者がすべて同行援護のサービス提供事業者に移行したわけではないため、適時、事業者へ働きかけ、サービス提供事業者の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

①サービス内容

	内容
生活介護	常に介護を必要とする方に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	
就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②障害福祉計画の実績数と見込み量

(延利用日数：月平均数、月利用人数：年間で最も多い月の人数)

生活介護				
第1期計画 実績		平成18年度	平成19年度	平成20年度
	延利用日数	数値なし	数値なし	2,430人日
	実人数	12人	67人	164人
第2期計画 実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	延利用日数	5,317人日	7,527人日	11,573人日
	実人数	309人	415人	598人
第3期計画 見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	延利用日数	13,600人日	13,900人日	15,400人日
	実人数	705人	720人	800人
自立訓練(機能訓練)				
第1期計画 実績		平成18年度	平成19年度	平成20年度
	延利用日数	数値なし	数値なし	20人日
	実人数	2人	3人	3人
第2期計画 実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	延利用日数	10人日	11人日	77人日
	実人数	1人	5人	8人

第3期計画 見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	延利用日数	130人日	155人日	180人日
	実人数	10人	12人	14人
自立訓練（生活訓練）				
第1期計画 実績		平成18年度	平成19年度	平成20年度
	延利用日数	数値なし	数値なし	90人日
	実人数	1人	5人	4人
第2期計画 実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	延利用日数	259人日	313人日	322人日
	実人数	27人	26人	54人
第3期計画 見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	延利用日数	360人日	390人日	420人日
	実人数	60人	65人	70人
就労移行支援				
第1期計画 実績		平成18年度	平成19年度	平成20年度
	延利用日数	数値なし	数値なし	343人日
	実人数	8人	14人	22人
第2期計画 実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	延利用日数	398人日	431人日	849人日
	実人数	26人	30人	54人
第3期計画 見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	延利用日数	1,170人日	1,250人日	1,330人日
	実人数	75人	80人	85人
就労継続支援A型				
第1期計画 実績		平成18年度	平成19年度	平成20年度
	延利用日数	数値なし	数値なし	61人日
	実人数	1人	2人	4人
第2期計画 実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	延利用日数	62人日	139人日	192人日
	実人数	4人	13人	13人
第3期計画 見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	延利用日数	510人日	510人日	510人日
	実人数	35人	35人	35人
就労継続支援B型				
第1期計画 実績		平成18年度	平成19年度	平成20年度
	延利用日数	数値なし	数値なし	2,196人日
	実人数	49人	87人	149人

第2期計画 実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	延利用日数	3,154人日	3,317人日	7,478人日
	実人数	189人	198人	405人
第3期計画 見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	延利用日数	10,300人日	10,800人日	12,300人日
	実人数	560人	590人	670人
療養介護				
第1期計画 実績		平成18年度	平成19年度	平成20年度
	実人数	1人	1人	1人
第2期計画 実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	実人数	1人	1人	1人
第3期計画 見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実人数	5人	7人	7人

(月平均数)

短期入所 (ショートステイ)				
第1期計画 実績		平成18年度	平成19年度	平成20年度
	延利用日数	439人日	659人日	854人日
	実人数	24人	37人	35人
第2期計画 実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	延利用日数	717人日	655人日	822人日
	実人数	39人	44人	51人
第3期計画 見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	延利用日数	900人日	950人日	1,000人日
	実人数	55人	60人	65人

③第3期障害福祉計画の算定の考え方

「生活介護」「自立訓練(機能訓練)」「自立訓練(生活訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援(A型)」「就労継続支援(B型)」「療養介護」、以上7つの日中活動系サービスについては、旧体系施設の新体系移行後のサービス種別、今後見込まれる新たな施設整備、特別支援学校卒業生等の進路希望等を考慮し、必要量を算定しました。

「短期入所」については、第1期・第2期の実績の平均的な伸びをもとに必要量を算定しました。

④必要な見込み量確保の方策

利用者の意向及びサービス提供事業者の動向等を継続的に注視しながら、必要な見込み量にあわせた基盤の整備を図ります。

特に、特別支援学校卒業生の進路の中心となる「生活介護」や「就労継続支援(B型)」等のサービスについては、区内の既存の障害者通所施設での提

供量が限界にきており、早急な施設整備が求められています。そのため、障害者の通所施設を整備する社会福祉法人に対し、整備費の一部を助成することにより、今後の必要量に合わせた施設整備を行います。

また、「短期入所」については、ケアホームや地域生活支援型入所施設の整備支援を行う際に、短期入所用の居室を合築して整備するようになっています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者通所施設の整備支援	着工 1 箇所	竣工 1 箇所	
		建替え 1 箇所	竣工 1 箇所

(3) 居住系サービス

①サービス内容

	内容
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②障害福祉計画の実績数と見込み量

(月利用人数：月平均数)

共同生活介護 (ケアホーム)			
第1期計画 実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	72人	77人	115人
第2期計画 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	127人	141人	149人
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	165人	175人	190人
共同生活援助 (グループホーム)			
第1期計画 実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	90人	87人	96人
第2期計画 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	102人	109人	106人
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	135人	145人	150人

(月利用人数：年間で最も多い月の人数)

施設入所支援			
第1期計画 実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	12人	31人	48人
第2期計画 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	104人	184人	252人
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	300人	310人	320人

③第3期障害福祉計画の算定の考え方

「共同生活介護 (ケアホーム)」、「共同生活援助 (グループホーム)」については、これまでの実績に加え、福祉施設入所者の地域移行者数や、入院中の精神に障害のある方の地域移行者数を考慮して、今後の必要量を算定しました。

「施設入所支援」については、介護者の高齢化等により在宅生活が困難と

なる等の需要があるため、微増傾向として算定しました。

④必要な見込み量確保の方策

「共同生活介護（ケアホーム）」、「共同生活援助（グループホーム）」は、東京都の障害者通所施設等整備費補助金を活用し、社会福祉法人等が整備し運営しています。

区としても、社会福祉法人等が東京都の補助事業を活用して知的障害者ケアホームの整備を行う場合に、独自に施設整備費を助成（上乘せ）し、施設整備を支援します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
グループホーム・ケアホームの整備支援	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(4) 相談支援

①サービス内容

	内容
計画相談支援	障害者の心身の状況や環境、障害福祉サービスや地域相談支援の利用の意向等を勘案して、支給決定及び支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定後の一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院に入院している障害者の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害者等の常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対し相談等を行います。

②障害福祉計画の見込み量

(月利用人数：月平均数)

計画相談支援			
第 3 期計画 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	104 人	207 人	302 人
地域移行支援			
第 3 期計画 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	27 人	37 人	42 人
地域定着支援			
第 3 期計画 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	43 人	50 人	57 人

③第3期障害福祉計画の算定の考え方

「計画相談支援」については、これまでの障害福祉サービスの年間支給決定件数の推移や地域移行支援、地域定着支援の利用者数から利用者数を算定しました。

「地域移行支援」については、福祉施設の入所者及び入院中の精神に障害のある方の地域生活への移行者の数を考慮して、利用者数を算定しました。

「地域定着支援」については、見守りを必要とする居宅で一人暮らしの障害のある方や区内のグループホーム・ケアホームで生活をしている障害のある方の1割が地域定着支援を必要していると推計して、利用者数を算定しました。

④必要な見込み量確保の方策

「計画相談支援」については、自立生活支援センター（ウェルピアかつしか内）等の区の相談支援機関において、在宅障害者の実態や家族の状況等を的確に把握し、居宅介護サービス等に関するサービス等利用計画を作成することにより、多様化、個別化する支援ニーズに的確に対応します。

「地域移行支援」については、施設入所者の地域移行を促進するため、社会福祉法人等に対し、区内のグループホーム・ケアホームの整備を促すとともに、知的に重度の障害がある方の地域生活を支援するため、ケアホームの施設整備を行う社会福祉法人等に対し、整備費の一部を助成します。

また、精神科病院からの退院促進事業として実施される東京都精神障害者退院促進支援事業の委託事業所と連携・協力し、円滑に退院促進支援事業を進めます。さらに、精神科病院を退院後、単身生活が困難な精神障害者に対応するグループホーム・ケアホームの設置や運営法人の育成を行います。

「地域定着支援」については、退院後の精神障害者の生活を支えるため、継続的な医療を支える精神訪問看護ステーションやホームヘルプなどを提供する協力事業所等を対象とした研修会の開催やネットワークの構築を図ります。また、夜間等相談したい時に相談できる体制を構築します。

7 地域生活支援事業の必要な見込み量の算出

(1) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

障害のある方や障害児の保護者などからの相談に対して、サービスの利用や通所施設の利用など、在宅生活に必要な情報の提供や助言を行います。

現在、区の機関としては、障害福祉課、自立生活支援センター（ウェルピアかつしか内）、保健所、保健センター（青戸、新小岩・金町・水元・小菅・高砂）で相談支援事業を行っているほか、精神障害に関しては民間指定相談支援事業者2箇所でも実施しています。

第1期計画 実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	9箇所	10箇所	10箇所
第2期計画 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	10箇所	10箇所	11箇所
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	11箇所	11箇所	11箇所

イ 地域自立支援協議会

区では、自立支援法の地域自立支援協議会の機能を担うため、また、「障害者施策推進計画」を計画的に推進するため、障害者施策推進協議会を設けています。

この協議会には、専門的な内容を協議するために「身体・知的障害者就労及び相談支援部会」及び「精神障害者就労及び相談支援部会」を設けています。

第1期計画 実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	0箇所	1箇所	1箇所
第2期計画 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	1箇所	1箇所	1箇所
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	1箇所	1箇所	1箇所

②成年後見制度利用支援事業

ア 区長による審判申立て

判断能力が不十分な知的又は精神に障害のある方で、身寄りがないために親族による審判の請求が困難な者に対し、区長が家庭裁判所に審判申立てを行います。

区長申立件数（年間）			
第1期計画 実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	0件	0件	1件
第2期計画 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	4件	1件	1件
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	2件	2件	2件

イ 成年後見制度の利用に要する費用の補助

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見人制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）や後見人等の報酬の一部を補助します。

費用補助件数（年間）			
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	4件	5件	6件

（2）コミュニケーション支援事業

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

ア 手話通訳者派遣事業

聴覚に障害のある方が健聴者との意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。

イ 要約筆記者派遣事業

手話の習得が困難な中途失聴者、難聴者のコミュニケーション手段として要約筆記者を派遣します。

手話通訳者等派遣利用登録者数			
第1期計画 実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	144人	182人	188人
第2期計画 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	217人	235人	246人
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	250人	260人	270人

②手話通訳者設置事業

現在、区では、障害福祉課に2人、障害者施設課に1人の手話通訳者専門非常勤職員を配置しています。

（3）日常生活用具給付等事業

重度障害のある者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は

貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

各種利用件数（年間）			
①介護・訓練支援用具給付等			
第1期計画 実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	6件	23件	32件
第2期計画 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	23件	32件	39件
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	40件	40件	45件
②自立生活支援用具給付等			
第1期計画 実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	41件	100件	101件
第2期計画 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	107件	135件	46件
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	110件	110件	120件
③在宅療養等支援用具給付等			
第1期計画 実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	17件	46件	48件
第2期計画 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	49件	55件	19件
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	55件	55件	60件
④情報・意思疎通支援用具給付等			
第1期計画 実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	30件	68件	67件
第2期計画 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	59件	78件	37件
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	75件	75件	80件
⑤排泄管理支援用具給付等			
第1期計画 実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	1,127件	5,755件	6,056件
第2期計画 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	6,278件	6,640件	2,845件
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	6,100件	6,200件	6,300件
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修）			
第1期計画 実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	7件	14件	12件

第2期計画 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	8件	18件	4件
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	20件	20件	23件

(4) 移動支援事業

心身の障害のため外出することが困難な障害のある方に対し、移動を支援することで、その自立と社会活動への参加を促進します。

障害種別	利用可能上限時間数
全身性障害者（満12歳以上）	35時間
全身性障害者（満12歳未満）	10時間
知的障害者（満12歳以上）	20時間
知的障害者（満12歳未満）	10時間
精神障害者	20時間

※この表の全身性障害者とは、日常生活全般に常時支援を要し、身体障害の程度が1級の方で両上肢及び両下肢の機能障害を有する方並びにこれに準ずる方

(月平均)

移動支援事業サービス				
第1期計画 実績		平成18年度	平成19年度	平成20年度
	利用者数	185人	234人	292人
	延利用時間数	2,029時間	3,769時間	4,783時間
第2期計画 実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	利用者数	324人	427人	475人
	延利用時間数	4,864時間	6,150時間	6,572時間
第3期計画 見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	利用者数	350人	370人	390人
	延利用時間数	4,000時間	4,250時間	4,450時間

※第3期計画の見込み数が減少するのは、視覚障害者の移動支援が自立支援給付事業の同行援護へと移行する数を見込んだためです。

(5) 地域活動支援センター事業

施設名	定員	対象者	運営事業者
葛飾区地域活動支援センター	登録制	身体又は知的に障害のある方	区
コパン	登録制	精神に障害のある方	(社福)アムネかつしか
あすなろの家	登録制	精神に障害のある方	
もっく	登録制	精神に障害のある方	
なぎ	登録制	精神に障害のある方	(特非)S I E N

(利用者数：年間で最も利用の多い月の人数)

地域活動支援センター				
第1期計画 実績		平成18年度	平成19年度	平成20年度
	実施箇所数	0箇所	2箇所	3箇所
	利用者数	0人	148人	1,392人
第2期計画 実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	実施箇所数	3箇所	5箇所	5箇所
	利用者数	1,658人	2,331人	2,677人
第3期計画 見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
	利用者数	2,700人	2,750人	2,800人

(6) その他の事業

①訪問入浴サービス

家庭において入浴が困難な重度障害のある方に対して、入浴車を派遣し入浴サービスを行うことで、障害のある方の衛生的・健康的生活を維持します。

訪問入浴サービス利用件数 (年間)				
第1期計画 実績		平成18年度	平成19年度	平成20年度
		1,238件	1,144件	1,378件
第2期計画 実績		平成21年度	平成22年度	平成23年度
		1,605件	1,650件	676件
第3期計画 見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		1,630件	1,630件	1,630件

②自動車運転免許証取得費助成

自動車運転免許を取得することにより身体に障害のある方等の利便及び生活圏の拡大を図ります。

自動車運転免許証取得費助成利用件数（年間）			
第1期計画 実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	8件	4件	5件
第2期計画 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	3件	6件	1件
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	6件	6件	6件

⑥自動車改造費助成

身体に重度障害のある方が就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することで、障害者の社会参加の促進を図ります。

自動車改造費助成利用件数（年間）			
第1期計画 実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	6件	3件	6件
第2期計画 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	6件	4件	1件
第3期計画 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	6件	6件	6件

(7) 必要な見込み量確保の方策

地域生活支援事業は、自立支援法の施行に伴い、区が主体となり区の独自性に基づき、障害者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として実施しています。

今後、成年後見制度の利用に要する費用の補助等、利用者のニーズに応じたサービス量の提供に努めます。

また、これらの事業を実施するには、事業者等の支えが必要となりますので、サービス提供事業者等の育成や参加しやすい基盤の整備に努めます。